

平成27年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成27年6月4日（第1日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	高畑 博行君
	5番	藺田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	渡辺 悦郎君	8番	梶 繁美君
	9番	池谷 洋子君	10番	込山 恒広君
	11番	真田 勝君	12番	池谷 弘君
	13番	米山 千晴君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	小野 学君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
町長戦略課長	長田 忠典君	総 務 課 長	小野 一彦君
未来拠点課長	遠藤 正樹君	おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君
税 務 課 長	池田 馨君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	米山 民恵君	防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	前田 修君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	野木 雄次君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長	大庭 和広君	総務課長補佐	渡辺 辰雄君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君

散 会 午前11時34分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第3号 小山町議会広報対策特別委員会の設置について
- 日程第4 発議第4号 小山町議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第5 発議第5号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置について
- 日程第6 町長提案説明
- 日程第7 報告第1号 平成26年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第2号 平成26年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第3号 平成26年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第4号 平成26年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第11 議案第34号 工事請負契約の締結について
「平成27年度 町単工事 町道1478号線外1路線道路改良舗装工事」
- 日程第12 議案第35号 工事請負契約の締結について
「平成27年度 小山町健康福祉会館改修工事」
- 日程第13 議案第36号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第37号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第15 議案第38号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第39号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまでございます。

ここで御報告します。5月7日から10月31日まで、クールビズ期間としてございます。議会及び当局とも、会議における服装はノーネクタイ、ノー上着で行いますので御了承ください。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（米山千晴君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立いたしました。

ただいまから、平成27年第3回小山町議会6月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですので、朗読を省略いたします。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要については、お手元に配付したとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、3番 鈴木 豊君、4番 高畑博行君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月19日までの16日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと思います。

ただいま、町長と議員から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 発議第3号 小山町議会広報対策特別委員会の設置について

○議長（米山千晴君） 日程第3 発議第3号 小山町議会広報対策特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。11番 真田 勝君。

○11番（真田 勝君） ただいま議題となりました発議第3号 小山町議会広報対策特別委員会の設置については、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

発議第3号 小山町議会広報対策特別委員会の設置について

地方自治法第112条第1項、小山町議会委員会条例第5条並びに小山町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成27年6月4日提出

提出者 議員 真田 勝

賛成者 議員 遠藤 豪、鈴木 豊、阿部 司、渡辺悦郎、池谷 弘

1. 設置の理由

議会広報は、町民に議会の諸活動を周知する極めて有効な方法である。

この周知を促進し、より効率的な運営を行うために小山町議会広報対策特別委員会を設け、専門に調査する必要があるので設置を求める。

2. 委員定数 5人

以上のとおり特別委員会の設置について御説明いたしました。

何とぞ議員の皆様の格別の御高配をいただき、御賛同をよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。なければ、これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第3号は、これを承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、発議第3号は、これを承認することに決定いたしました。

ただいま設置されました議会広報対策特別委員会の委員の選任については、小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、特別委員は、議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会広報対策特別委員に、お手元に配付しました名簿の

2番 佐藤省三君 4番 高畑博行君 5番 藺田豊造君 6番 阿部 司君

12番 池谷 弘君

以上5名の諸君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。したがって、議会広報対策特別委員に、2番 佐藤省三君、4番 高畑博行君、5番 藺田豊造君、6番 阿部 司君、12番 池谷 弘君、以上の諸君を指名することに決定しました。

日程第4 発議第4号 小山町議会改革調査特別委員会の設置について

○議長(米山千晴君) 日程第4 発議第4号 小山町議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 梶 繁美君。

○8番(梶 繁美君) ただいま議題となりました発議第4号 小山町議会改革調査特別委員会の設置については、お手元の議案表の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

それでは朗読します。

発議第4号 小山町議会改革調査特別委員会の設置について

地方自治法第112条第1項、小山町議会委員会条例第5条並びに小山町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成27年6月4日提出

提出者 梶 繁美

賛成者 遠藤 豪、渡辺悦郎、佐藤省三、池谷洋子、鈴木 豊、込山恒広、高畑博行、真田 勝、藺田豊造、池谷 弘、阿部 司、以上の議員の皆様でございます。

1. 設置の理由

地方分権、行政運営の変化、住民意識の多様化、住民による行政参加等々により、議会を取り巻く環境の変化が著しい中、議会改革は終わることのない取り組みであると考えられます。「議会基本条例」の制定はもとより、議会報告会や政務活動費を取り巻く状況など、議会及び議員が、日々、研鑽や努力を続けて行かなくてはならない。

議会本来の役割である政策形成や執行機関の監視といった機能強化とともに、住民に親しまれ、信頼される議会の実現のため、議会改革の取り組みを調査・研究する必要があるので、設置を求める。

2. 委員定数 12名(議長はオブザーバー)

3. 期限 調査が終了するまで置く

以上のとおり、特別委員会の設置について説明いたしました。何とぞ議員の皆様のご格別の御高配をいただき、御賛同賜りますことをよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、提出者並びに賛成者が議員全員ですので、質疑、討論、採決を省略し、決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、小山町議会改革調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました小山町議会改革調査特別委員会の委員の選任については、小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、特別委員は、議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りします。小山町議会改革調査特別委員会委員に、お手元に配付しました名簿の

1 番 遠藤 豪君	2 番 佐藤省三君	3 番 鈴木 豊君	4 番 高畑博行君
5 番 藺田豊造君	6 番 阿部 司君	7 番 渡辺悦郎君	8 番 梶 繁美君
9 番 池谷洋子君	10 番 込山恒広君	11 番 真田 勝君	12 番 池谷 弘君

以上12名の諸君を指名したいと思います。議長はオブザーバーとなります。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、小山町議会改革調査特別委員会委員に、

1 番 遠藤 豪君、2 番 佐藤省三君、3 番 鈴木 豊君、4 番 高畑博行君、5 番 藺田豊造君、6 番 阿部 司君、7 番 渡辺悦郎君、8 番 梶 繁美君、9 番 池谷洋子君、10 番 込山恒広君、11 番 真田 勝君、12 番 池谷 弘君、以上の諸君を指名することに決定いたしました。

日程第5 発議第5号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置について

○議長（米山千晴君） 日程第5 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） ただいま議題となりました発議第5号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置については、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

発議第5号 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の設置について

地方自治法第112条第1項、小山町議会委員会条例第5条並びに小山町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成27年6月4日提出

提出者 池谷 弘

賛成者 遠藤 豪、佐藤省三、鈴木 豊、高畑博行、藺田豊造、阿部 司、渡辺悦郎、梶 繁美、池谷洋子、込山恒広、真田 勝

1. 設置の理由

今後の小山町「100年の計」とも言うべき「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」は、南海トラフ巨大地震が危惧されていることによる減災対策や、新東名高速道路の開通により、内陸・高台部である小山町のイノベーション（革新）が可能となることが想定されるなど、小山町にとって壮大な事業である。

町民からの注目度も高く、今後も事業内容を十分に把握し、議会としてのチェック機能を発揮するとともに、議員として町民への説明責任を果たすためにも調査・研究する必要があるので、設置を求める。

2. 委員定数 12名（議長はオブザーバー）

3. 期限 調査が終了するまで置く

以上のとおり、特別委員会の設置について御説明いたしましたが、何とぞ議員の皆様の格別の御高配をいただき、御賛同をよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、提出者並びに賛成者が議員全員ですので、質疑、討論、採決を省略し、決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の委員の選任については、小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、特別委員は、議長が議会に諮って指名することとなっております。

お諮りします。小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会委員に、お手元に配付しました名簿の

1 番 遠藤 豪君	2 番 佐藤省三君	3 番 鈴木 豊君	4 番 高畑博行君
5 番 藺田豊造君	6 番 阿部 司君	7 番 渡辺悦郎君	8 番 梶 繁美君
9 番 池谷洋子君	10 番 込山恒広君	11 番 真田 勝君	12 番 池谷 弘君

以上12名の諸君を指名したいと思います。議長はオブザーバーとなります。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会委員に、1番 遠藤 豪君、2番 佐藤省三君、3番 鈴木 豊君、4番 高畑博行君、5番 藺田豊造君、6番 阿部 司君、7番 渡辺悦郎君、8番 梶 繁美君、9番 池谷洋子君、10番 込山恒広君、11番 真田 勝君、12番 池谷 弘君、以上の諸君を指名することに決定いたしました。

日程第6 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第6 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第1号から議案第39号までの10議案について、町長からの提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平成27年第3回小山町議会6月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、平成26年度繰越計算書の報告4件、工事請負契約の締結2件、条例・規約の改正2件、平成27年度補正予算2件の合計10件であります。

はじめに、報告第1号 平成26年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

これは、平成25年度から27年度までの3か年で継続費を設定しております町道3975号線橋梁及び道路整備事業と、平成26年度から28年度までの3か年で設定しております町道3975号線道路整備事業（一色工区）の継続事業の2件につきまして、平成26年度事業費の未執行額を通次繰越し、平成27年度の事業と合わせ執行するもので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第2号 平成26年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成26年小山町議会9月定例会、12月定例会及び平成27年小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、交差点改良に伴う改修事業ほか10事業につきまして、平成27年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 平成26年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、立ち入り及び杭設置について、隣接所有者の了解を得るのに不測の時間を要したことから、年度内に完了ができなかった小山町有地境界確定事務に伴う測量調査業務委託ほか9事業につきまして、平成27年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 平成26年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

本案は、配水管布設替えについて、施工区域内の民間住宅修繕と施行時期が重なり、年度内に完了できなかった町道1564号線配水管布設替え工事につきまして、平成27年度への繰越額が確定しましたので、地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、議案第34号 工事請負契約の締結について「平成27年度町単工事 町道1478号線外1路線道路改良舗装工事」についてであります。

湯船地先の町道1478号線と町道1675号線における道路改良舗装工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号 工事請負契約の締結について「平成27年度 小山町健康福祉会館改修工事」についてであります。

本案は、健康福祉会館の改修工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、竹之下地内の町営住宅富士向団地の解体及び須走地内の緑ヶ丘団地の一部解体に伴い、小山町営住宅条例第3条第2項に規定する戸数を改正するものであります。

次に、議案第37号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてであります。

本組合は、常勤職員に対する退職手当の支給事務、非常勤職員の公務上または通勤による災害に対する認定及び補償事務を共同処理している組合であります。

今回の変更は、当該組合の構成団体に伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合を加えるものであります。

この組合規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合が静岡県市町総合事務組合に加入するものとして同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ3,102万7,000円を追加し、予算の総額を90億102万7,000円とするものであります。

次に、議案第39号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ7,550万円を追加し、歳入歳出の総額を2億1,370万円とするものであります。

また、合わせて地方債について新規に計上するものであります。

以上、今定例会に提案いたしました議案の説明は終わります。

なお、議案第37号を除く各議案の審議に際し、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第7 報告第1号 平成26年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第7 報告第1号 平成26年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 報告第1号 平成26年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

平成25年度から27年度までの3か年で設定しています町道3975号線橋梁及び道路整備事業と、平成26年度から28年度までの3か年で設定しています町道3975号線道路整備事業（一色工区）の計2件の継続事業につきまして、平成26年度事業費の未執行額を通次繰越し、平成27年度の事業費と合わせて執行いたしますので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告するものであります。

平成27年度へ通次繰越いたしました額は、町道3975号線橋梁及び道路整備事業につきましては3,687万1,927円、町道3975号線道路整備事業（一色工区）につきましては1,900万円であります。以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第8 報告第2号 平成26年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第8 報告第2号 平成26年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 報告第2号 平成26年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成26年小山町議会9月定例会、12月定例会及び平成27年小山町議会3月定例会において、小山町一般会計補正予算により、繰越明許費の設定を御承認いただきました11事業につきまして、それぞれの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

内容につきましては、平成26年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書に記載しておりますように、静岡県が施行する県道沼津小山線交差点改良に伴い、本庁舎の改修を行う交差点改良に伴う改修事業が1,794万4,400円、静岡県企業局と締結しました小山湯船原工業団地の開発に関する協定に基づき実施する湯船原地区工業立地詳細調査が2,800万3,000円、足柄サービスエリアでのスマートインターチェンジ建設事業において、関係機関との調整の結果、動植物の生態系を把握する足柄サービスエリア周辺地区自然環境調査業務が660万円、地域住民生活等緊急支援や、

まち・ひと・しごと創生に向けた総合戦略の先行的実施のために国が補正予算を行い、平成27年度に事業実施する地域消費喚起・生活支援型事業が1,460万5,000円、地方版総合戦略策定事業が1,000万円、地方創生先行型事業が1,113万6,000円、保育園の耐震化事業として実施するすばしり保育園基本設計業務が250万円、町道湯船ルート道路整備工事、J R 東海へ業務委託し実施します町道新柴線橋梁維持業務及び御殿場プレミアムアウトレットの三菱地所・サイモン株式会社様から寄附をいただき、町道2385号線舗装補修工事をいたします町道整備事業が2億5,462万3,200円、ラウンドアバウト等詳細設計に引き続き、用地測量を実施する新東名関連町道整備事業が1,200万円、社会資本総合整備事業である橋梁長寿命化事業が1,266万6,640円、防衛省の補助事業で町道3866号線舗装工事の防衛施設道路整備事業が2,136万1,000円、以上11件、合計で3億9,143万9,240円を平成27年度へ繰り越すものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第9 報告第3号 平成26年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第9 報告第3号 平成26年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 報告第3号 平成26年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、立ち入り及び境界杭の設置について、隣接所有者の了解を得るのに不測の時間を要したことから、年度内に完了できなかった足柄峠地先における小山町有地境界確定事務に伴う測量調査業務委託345万6,000円、測量業務における隣接者との境界確定の同意に不測の時間を要したことによる、藤曲地先の石沢排水路測量設計業務委託950万4,000円、静岡県企業局が進める小山湯船原工業団地造成事業に変更が生じ、調査箇所の選定に時間を要したことによる内陸フロンティアに係る地下水開発検討業務委託496万8,000円、同じく湯船原地区水源調査及び揚水試験等業務委託4,356万9,360円、また、地権者との事業調整により造成計画の変更が生じ、必要な地区施設の決定に時間を要したことによる（仮称）小山パーキングエリア周辺地区地区計画策定業務委託298万2,000円、静岡県企業局の造成計画の変更から、必要な地区施設の決定に時間を要したことによる湯船原地区地区計画策定業務委託496万8,000円、間伐材の搬出経路である保安林管理道路の通行止めにより不測の時間を要したことによる町有林整備事業529万2,000円、用地買収において、土地売買契約を締結しましたが、登記が完了できなかったことによる町道整備事業327万2,359円、同じく公共道路整備事業373万3,507円、現場での試掘を行ったところ、湧き水が確認されたことから、対策工法及び加工に不測の時間を要したことによる消防団第三分団車庫・詰所耐

震性貯水槽設置工事589万6,960円の計10件、8,764万2,186円を、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により事故繰越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により議会に報告するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第10 報告第4号 平成26年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第10 報告第4号 平成26年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 報告第4号 平成26年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

本案は、桃山地区の配水管の老朽化に伴い、配水管の布設替えを行う町道1564号線配水管布設替え工事について、施工区域内の民家において緊急の住宅修繕が発生し、道路幅員が狭いため、配水管布設替え工事の実施が住宅修繕資材の搬入及び修繕工事に支障をきたすことから工事の中断を余儀なくされたため、工期を3か月間延長し、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定により、建設改良費402万6,000円を繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告でございますので、御了承願います。

日程第11 議案第34号 工事請負契約の締結について

「平成27年度町単工事 町道1478号線外1路線道路改良舗装工事」

○議長（米山千晴君） 日程第11 議案第34号 工事請負契約の締結について「平成27年度町単工事 町道1478号線外1路線道路改良舗装工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第34号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成27年度町単工事 町道1478号線外1路線道路改良舗装工事の請負契約の締結案件であります。

工事内容は、国道246号中島インターチェンジのアクセス道路となっています県道山中湖小山線と町道足柄三保線を結ぶ、全体計画延長397.9メートルのうち、起点である県道山中湖小山線側から263メートル区間の道路改良舗装を行い、地域の道路交通網の形成と交通利便性の向上を図るも

のであります。

工事入札は、去る5月27日、町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、株式会社室伏組が4,690万円で落札決定し、消費税相当額375万2,000円を加え、5,065万2,000円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は平成28年3月25日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第35号 工事請負契約の締結について

「平成27年度小山町健康福祉会館改修工事」

○議長（米山千晴君） 日程第12 議案第35号 工事請負契約の締結について「平成27年度小山町健康福祉会館改修工事」を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第35号 工事請負契約の締結について「平成27年度小山町健康福祉会館改修工事」についてであります。

本工事は、平成27年度に防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条、民生安定施設整備事業の助成を受けて、健康福祉会館の改修工事を執行するもので、主な工事は、各室の改修、外壁タイル補修、太陽光発電設備の設置、空調設備改修、駐車場等外構整備であります。

健康福祉会館の改修工事は、一部施設の利用制限を行いながら、7月に2階の事務室を、8月から10月に3階の浴室、休憩室、社会福祉協議会事務所等を、12月から翌年1月に1階歯科健診室、内科健診室等の改修を行ってまいります。

工事入札を5月27日に11者による指名競争入札で執行したところ、臼幸産業株式会社が2億7,000万円で落札決定し、消費税相当額2,160万円を加えた2億9,160万円で工事請負契約の締結をするものであります。

なお、この工事の完成予定期日は、平成28年3月10日であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（高畑博行君） ただいま議題となりました議案第35号 工事請負契約の締結について「平成27年度小山町健康福祉会館改修工事」について質疑を行います。

主な工事のうち、各室改修については添付された設計図面で大方理解できますが、それ以外の外壁タイル補修、太陽光発電設備の設置、空調設備の改修、駐車場等外構整備については、その詳細がわかりません。

そこで、次の質問をいたします。

1番、外壁タイルの補修はどの程度の面積なのでしょう。

2番、太陽光発電設備の規模、出力はどの程度で、福祉会館の電力のどのくらいをカバーできるのでしょうか。

3番、空調設備の改修の規模はどの程度でしょう。

4番、駐車場等外構整備の詳細について、駐車場のどこをどのように工事するものなのでしょう。

以上、説明をお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） ただいまの高畑議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、外壁タイル補修工事につきましては、線路側、南側が主となりますけれども、全体面積のうち、約20%で、タイルの貼り替えや浮いた部分の補修を行います。

太陽光発電システムの設置による計画発電量は49.9キロワットで、電気使用料金のシミュレーションでは約25%カバーできるものと考えております。

空調設備改修につきましては、不具合の生じている系統の空調設備の交換をいたします。

駐車場ほか外構設備につきましては、駐車場の部分は、区画線の引き直しと会館西側道路下の未舗装の駐車場をアスファルト舗装し、区画線を引くものが主なものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。なければ、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第36号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長(米山千晴君) 日程第13 議案第36号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第36号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、公営住宅法に定められた耐用年数を経過しました富士向団地、平屋建て4棟16戸と緑ヶ丘団地の一部、平屋建て2棟5戸の解体が平成27年3月に完了したことにより、富士向団地を廃止し、緑ヶ丘団地の管理戸数を61戸から56戸に改正するものであります。

なお、今回の改正により、町営住宅の団地数は14団地、管理戸数は450戸となります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 議案第37号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について

○議長(米山千晴君) 日程第14 議案第37号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管の総務建設委員

会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第38号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第15 議案第38号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第38号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ3,102万7,000円を追加し、予算の総額を90億102万7,000円とするものであります。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたします。

補正予算書の5ページをお開きください。

16款2項4目農林水産費県補助金を262万9,000円増額しますのは、認定農業者等の担い手が農業用機械を取得する際に、取得に要する経費から融資の額を除いた自己負担額に対する補助金であります。

次に、17款2項1目不動産売却収入を239万円増額しますのは、町道路線の変更に伴い用地を売却するものであります。

次に、6ページの18款1項1目一般寄附金は、地域産業の活性化等を図ることを目的に、ふるさと寄附をされた方に9月1日からお礼の品を贈呈することに伴い、ふるさと寄附金を1,000万円見込むものであります。

次に、同じく2目総務費寄附金、同じく3目民生費寄附金、4目教育費寄附金につきましては、北郷地区の地域振興向上のため、一般社団法人綱山五徳会様から北郷地区の公共施設備品購入費等へ168万円を、また、株式会社丸善食品工業様から小学校の図書購入のため20万円を寄附していただくものであります。

次に、7ページにかけまして21款5項3目農林水産業費受託事業収入を1,397万8,000円増額しますのは、新東名高速道路建設工事に伴い、中島地先にあります八重桐の池給水施設の移設が必要となり、ネクスコ中日本株式会社東京支社から移設に係る設計及び工事の委託を受けるものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

8ページをお開きください。

はじめに、2款1項5目支所及びコミュニティ供用施設管理費のうち説明欄(3)北郷支所管理費を84万3,000円増額しますのは、先ほど歳入で御説明しましたが、一般社団法人綱山五徳会様からの寄附をいただき、北郷支所に印刷機を購入するものであります。なお、このほかに3款民生費できたごうこども園、9款教育費で北郷小学校、北郷中学校の備品購入等をするものであります。

次に、9ページにかけまして2款7項1目企画渉外総務費のうち説明欄(6)結婚支援事業費を267万6,000円計上しますのは、結婚支援として体験型プログラムを委託する結婚支援事業160万円が主なもので、8ページの説明欄(2)企画調査費の地域資源活用少子化対策事業を組み替えて実施するものであります。

次に、同じく8項1目広報広聴費の説明欄(4)ふるさと振興事業費を505万円計上しますのは、先ほど歳入で御説明しましたが、地域産業の活性化等を図ることを目的に、本町へふるさと寄附をされた方へ9月1日からお礼の品を贈呈する事業を行うため、先行して準備する事務に係る経費及びお礼の品に係る経費を見込んだものであります。

次に、10ページの5款1項3目農業振興費の説明欄(2)農業振興費を262万9,000円増額しますのは、先ほど歳入で御説明しましたが、認定農業者の担い手の農業用機械購入に対する支援の補助金であります。

次に、同じく5目土地改良事業費の説明欄(3)土地改良施設維持管理費を1,397万8,000円増額しますのは、歳入で御説明いたしましたが、ネクスコ中日本株式会社東京支社から設計及び工事の委託を受け、八重桐の池の給水施設を移設するものであります。

次に、11ページの7款2項3目町道整備事業費の説明欄(2)町道整備事業費を84万4,000円増額しますのは、町道3885号線道路改良に伴う用地の取得費と補償費であります。

次に、12ページの9款2項1目学校管理費のうち説明欄(5)小学校施設整備費を130万円増額しますのは、須走小学校給食棟洗浄室の床を修繕するものであります。

最後に、13ページの12款1項1目予備費を387万7,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番(高畑博行君) ただいま議題となりました議案第38号 平成27年度小山町一般会計補正予算(第1号)について質疑を行います。

6ページ歳入の部、18款1項1目一般寄附金のふるさと寄附金並びに9ページ歳出の部、2款8項1目広報広聴費のふるさと振興事業費に関してであります。

このふるさと納税問題については、私は本6月定例議会の一般質問で取り上げるよう準備して

いましたが、一般会計の補正として事業実施の方向であるということで、一般質問から一切を取り下げた経緯がございます。

そこで、本事業の詳細については所属委員会でお聞きしますので、この場では基本的な質問を2点させていただきます。

まず1点は、昨年の9月議会で池谷 弘議員の一般質問に対する町長答弁は、地域特産品の贈呈などの特典は現在のところ考えていないというものでした。今回、ネットで県下の全市町のふるさと納税状況を調べてみたところ、静岡県内35自治体で特典の用意なしの自治体はわずか10だけでした。私もなぜ小山町はやらないのか、ほかの市町から取り残されてしまわないのか、疑問を持っていたところですが、当局としては従来の考えを変え、なぜ9月から返礼品の贈呈を開始するとしたのか、その理由について説明を願いたいと思います。

2点目ですが、歳入でふるさと寄附金を1,000万円、歳出でふるさと振興事業費を505万円とした根拠についてであります。

2014年度のふるさと納税寄附金額ランキングベストスリーを見ますと、1位の長崎県平戸市が12億7,000万円、2位の佐賀県玄海町が9億3,000万円、3位の北海道上士幌町が9億1,000万円となっています。驚くほどの高額な寄附をいただいているわけです。

これらの自治体はベストスリーですから特別としても、本町で寄附金歳入1,000万円、歳出でふるさと振興事業費505万円とした根拠の主な点はどこか、説明を願いたいと思います。

以上、2点質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 高畑議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、この6月補正で9月からのふるさと納税に対する予算を計上したことについてお答えいたします。

国において平成27年度の税制改正におきまして、ふるさと納税寄附金控除に対する控除額が約2倍になったということと、あと、税制改正におきまして、確定申告をする必要のない給与所得者がふるさと納税を行う場合に、寄附先が5自治体までの寄附については確定申告が不要になったことということで、この2点につきまして、国においてもふるさと納税を進めている点がございます。

あと2点ですけれども、現在ふるさと納税によりまして商工会等とも連携しまして、町の商店、企業等の産業振興につなげることができることと、あと町の財源確保に努めるということで、以上の3つの点から、今回、方針を変えまして、9月1日からの返礼品の開始を始めさせていただくことといたしております。

次に、歳入額1,000万円の見込みと歳出額505万円の見込みについてでございます。

このたび、小山町として9月1日から始めさせていただくということで、歳入につきましては概算で本当に1,000万円ということで見込んでおります。歳出につきまして申し上げますと、1,000

万円の収入に対し、寄附に対しまして返礼品を約40%相当分を見込んでございます。まだ詳細につきましては、今検討している段階でございます。その他の経費につきましては、寄附者に対して証明書を発送いたしますので、それは町から発送いたしますので、その諸経費でありますとか、あと現在ふるさと納税につきまして成功している自治体は、インターネットの活用であったり、クレジットカードでの支払い、そういったことを使って成功している自治体が数多く見られますので、それらに対する事務経費並びに、あと、それらの、先ほど言いました企業と商店に対する事務に対する委託につきまして経費を見込んでいるところでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第39号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第16 議案第39号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第39号 小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ7,550万円を追加し、予算の総額を2億1,370万円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

補正予算書6ページをお開きください。

2款1項1目繰越金550万円増額しますのは、前年度繰越金であります。

次に、3款1項1目宅地造成事業債7,000万円を計上しますのは、用沢地内の宅地造成用地を購入するため、起債により対応するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。

2款1項1目宅地造成費、17節公有財産購入費7,550万円を増額しますのは、現在、分譲販売を進めています南藤曲地内のクルドサック16関連の用地取得費550万円と、用沢地内の宅地造成予定

地の用地取得費7,000万円であります。

南藤曲地内のクルドサック16関連の用地取得費の内訳は、クルドサック16への進入路で、現在借地となっています町道敷の342.75平方メートルの用地買収費と2区画を家庭菜園用地付分譲区画として分譲販売するため、隣接地の宅地374.35平方メートルの用地取得費、合わせて550万円です。

用沢地内の宅地造成予定地の用地取得費は、市街化区域の農地約6,000平方メートルを取得するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明は終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（遠藤 豪君） ただいまの補正予算について説明を求めたいと思います。

用地として、用沢区域の市街化の、現在農地になっているところだと思いますけれども、先ほどの説明で6,000平米を取得して住宅用地にするというお話でございましたが、小山町は現在も、先ほど説明がありました南藤曲団地とか、幼稚園、保育園の例えば跡地、これについては住宅用地ということで、人口を増やすという目的もあるかということで、これについては私、賛成なんですけれども、一般の用地を、市街化区域内の、しかも農地ですか、これは市街化区域ということですが、これは町が取得して住宅用地にするということは、民間のやはり不動産業者等もあるわけございまして、これらの関連というのがちょっと心配するところなんですけれども。その辺のところの町としての見解をお願いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 遠藤議員の質問にお答えさせていただきます。

ここ最近、小山町内での民間宅地開発というものがほとんどございません。とはいっても、民間での宅地開発事業を誘致するように、おやまで暮らそう課では進めております。

小山町が宅地分譲するに当たって、常に気をつけていることは、民間開発業者とのイコールフットリング、同一の競争条件といいますか、町がやるからといって、何かとかく有利になるというようなことはありませんが、数区画程度は若者世帯とか子育て世代の支援区画を用意して販売しているというようなことで、民業の圧迫につながらないように努めて、民間開発を併せて誘致するように努力もしていきますので、何とぞ御理解と御協力をお願いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管の総務建設委員会

に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月9日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時34分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 鈴 木 豊

署 名 議 員 高 畑 博 行

平成27年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成27年6月9日（第2日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	高畑 博行君
	5番	藺田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	渡辺 悦郎君	8番	梶 繁美君
	9番	池谷 洋子君	10番	込山 恒広君
	11番	真田 勝君	12番	池谷 弘君
	13番	米山 千晴君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	小野 学君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
町長戦略課長	長田 忠典君	総 務 課 長	小野 一彦君
未来拠点課長	遠藤 正樹君	おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君
税 務 課 長	池田 馨君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	米山 民恵君	防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	前田 修君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	野木 雄次君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長	大庭 和広君	選挙管理委員会委員長	田代 攻君
総務課長補佐	渡辺 辰雄君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君

散 会 午後3時31分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

8番 梶 繁美君

1. 健康福祉会館リニューアル後の活用方法について
2. 食品トレイの拠点回収の改善について
3. 温泉無料入浴券について

12番 池谷 弘君

1. 小山町長の施政方針について
- (個人質問)

3番 鈴木 豊君

1. 足柄サービスエリアスマート I C 設置計画及び旧桑木 R D F 跡地利用計画について
2. 町指定文化財の保存基金の制定について

5番 藺田豊造君

1. 広報おやまのあり方について (平成27年4月号記事は)
2. 町長の政治姿勢について

4番 高畑博行君

1. 生活道路である町道の補修について

9番 池谷洋子君

1. 18歳まで医療費を助成することについて
2. 「読書通帳」の導入について

7番 渡辺悦郎君

1. 観光施策について
2. 地域商店街の活性化について

6番 阿部 司君

1. コミュニティバス等運行の一部修正について

2番 佐藤省三君

1. 小山町の新教育委員会制度について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しております。

ただいまから、会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1

一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず、代表質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

はじめに、8番 梶 繁美君。

○8番（梶 繁美君） 議会会派新生会を代表いたしまして、代表質問をさせていただきます。

はじめに、去る5月の臨時議会では、町長から我々町会議員に対し、町会議員選挙で当選してきたことに対しお祝いの言葉をいただき、誠に恐縮に存じている次第でございます。私達議員からも、改めて町長再選のお祝いを申し上げたいと存じます。これからの4年間、共に町政進展のため、精一杯尽力することをお誓いしたいと思うところでございます。

さて、今回の町議会選挙において、私は町内各地をめぐり、いろいろなところでそれぞれ町民の皆さんとお話をしたり、接する機会を得ました。その中から、町政に対し、いろいろな声をお聞きしましたし、何とかしてほしいという願い事も寄せられました。本日はその声をもとに、町長に対し、いかようにお考えされているかお伺いしたいと思います。

質問事項は3点でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず第1点、健康福祉会館リニューアル後の活用方法についてであります。

健康福祉会館につきましては、平成23年3月にゆったり湯を廃止し、その後、平成24年9月からゆったり湯あり方検討会において検討を重ね、平成25年12月議会において、町長から温泉施設は再開せず、健康福祉会館のリニューアルを実施するとの説明があり、議会として概算設計費の補正予算を議決し、平成26年当初予算では実施設計を議決しておるところでございます。

健康福祉会館の改築工事は、平成27年度の単年度事業で、平成28年4月からのリニューアル開業につきましては、ハード整備だけでなく、ソフト事業においても期待するところではありますが、今後の活用方針についてお伺いします。

まずはじめに、込山町長は小山町を元気にする金太郎大作戦第2章の政策提言で、町民との協働を掲げておりますが、健康福祉会館のリニューアルについて、改修設計に地域住民の声をどのように反映したか、また、これから計画するであろう備品等の設置についてお伺いをしたいと思います。

います。

次に、第2点目として、リニューアル後の健康福祉会館の活用方針についてであります。

成美地区の高齢者からは、北郷にある総合文化会館のトレーニングルームの利用が増えたとの新聞の記事を見て、健康福祉会館においても、運動をしたり趣味を楽しんだり、集まった人々が自然と交流できるような施設としてほしいとの声が聞かれ、改築計画に大変期待を寄せられています。

また、お達者度向上のためのプロジェクト事業については、重点事業として取り組んでおり、今まで以上に健康福祉会館を活用して、介護予防の事業やそれぞれの事業が展開されるよう望むところでもあります。

したがって、特に3階はほぼ全面がリニューアルされますが、3階部分の施設については、高齢者の介護予防に役立つような運動施設や交流ができるような具体的な活用方法はあるのか、また、新たな事業は検討されているのか、町長にお伺いいたします。

次に、第2点目でございます。

食品トレイの拠点回収の改善についてであります。

ごみの回収については、平成27年4月1日から制度改正に基づき、町としても家庭ごみガイドブック等を配布して、町民に理解しやすいよう努力しておられますが、家庭ごみの中で毎日のように出る食品トレイのその回収方法についてお伺いいたします。

食品トレイについては、ガイドブックの説明の中で、可燃ごみとしても出せますが、できる限り町が指定する回収拠点へ出してくださいと書かれています。

町が指定する回収拠点は、役場本庁、各支所の3か所、そして総合文化会館と健康福祉会館の計6か所になっております。

高齢者の町民からは、毎日のように排出される食品トレイを回収拠点に出したくても、本庁や支所が遠く、その足となる手段がなく、また、公共交通であるコミュニティバス等も本数が少なく、出すことが容易でないとの声が聞かれています。

家庭ごみの中でも多く捨てられる食品トレイを資源ごみとして回収するのであれば、できるだけこの回収拠点に出したいと願っておりますけれども、その方法が見つからない。それならば、各地区のごみステーションで回収していただくことはできないか、それならば、月に1度とか2度で結構です、それまでは家庭で持っているから、なるべく各地区のごみステーションで回収できる方策を検討していただきたい。真にこの町民の声であります。町長にそのお考えがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

次に、3点目でございます。温泉無料入浴券等についてでございます。

次に、敬老会で配布される温泉無料券等についてであります。

平成27年度当初予算では、老人福祉総務費に2市1町共通無料入浴券負担金として500万円が計上されています。この無料入浴券等は毎年敬老会開催に合わせて、70歳以上の高齢者に温泉無料

入浴券とパークゴルフ場の利用券が共に配布されています。

これらの無料券は、小山町、御殿場市及び裾野市の市町で運営する温泉と町内のパークゴルフ場の利用券等がありますが、高齢化が進展する中、高齢者からは温泉に行きたくても足がなく利用できない、また、パークゴルフは全員がやるわけでないとの声が多く聞かれております。

平成25年度決算額では、2市1町共通無料入浴券については、延べ1万975人が利用し、決算額は547万9,500円でしたが、高齢者からは、高齢者を厚遇してくれなくてもいいから、以前のように現金給付してもらった方が私達はありがたいんですと。そうすることによって、その祝い金で敬老の日に家庭へ帰って、魚屋さんで刺身を買ったりお肉屋さんで肉を買ったりして、夜の食卓を、敬老会のお祝いでにぎわすことができ、その家庭の団らんが楽しくできるという声もあります。以前のように現金給付でもらった方がありがたい。くどいようですが、そういう意見が多く寄せられておりました。

町の財政事情も大型プロジェクト事業を抱えて大変厳しいと思いますが、高齢者対策として、従来のように敬老祝い金として高齢者全員に給付することはできないか、そういうことを御一考いただけるかどうか、大変2市1町の問題もあって難しいことかと思っておりますけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上、3点をお聞きして、御答弁の方よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 梶議員にお答えをいたします。

はじめに、健康福祉会館リニューアル後の活用方法についてのうち、地域住民の声をどのように反映したかであります。

工事の要旨と主な工事内容につきましては、地元の成美地区の区長様にお集まりいただき、平成26年1月と同年4月に説明をさせていただきました。

区長様からは、普段は健康づくりや憩いの場として、災害時には避難所としての機能を確保し、地域の方々が安心して集えるような改修をしてもらいたいとの御意見をいただき、計画概要について御理解をいただきました。

また、平成24年度からは、町民の皆様にもいろいろなアイデアや意見を出していただくワークショップ形式で話し合うサロンを開催し、健康福祉会館への要望や地域活性化のアイデアなどを伺ってまいりました。

特に平成26年7月には、成美地域金太郎計画2020推進協議会において、「健康福祉会館リニューアルについて成美のみんなで考えよう」をテーマに、成美地区の皆様によるサロンを開催していただきました。

その中で、皆様から出たアイデアの一部であるリラクゼーションルームやヨガスタジオ、カフェスペース等への改修や子どもが遊べるふれあいルームの修繕等を今回の設計に反映いたしてお

ります。

次に、改修後の活用方法についてであります。

健康福祉会館は人口の減少と高齢化が課題となっている小山地区において、コミュニティの中心として、皆様が集うセンター的な役割を担うと共に、災害時には避難所及び救護所となるため、町では、皆様の安心安全な重要拠点として位置づけております。

また、健康増進事業や介護予防事業におきましても、今後新たな運動関係の委託事業等を検討しながら、お達者度向上を目指してまいります。

このため、特に3階部分は浴室・休憩室をリラクゼーションルームやヨガ・ダンススタジオに改修し、運動のきっかけづくりや無理のない運動の提供、運動を通した仲間づくりの場として活用の促進を図ってまいります。

これらの部屋にはモニターを設置し、介護予防体操やダンス等のビデオを見ながら、気軽に楽しく運動できるようになることから、まずは現在活動中の各種運動の指導者の方々に利用促進を呼びかけてまいります。

また、健康に関する生涯学習の場としてや、閉じこもり予防のための催しなど、幅広い需要に対応できるよう、3階の社会福祉協議会事務所を健康教育室に改修し、社会福祉協議会は2階の事務室に入ります。

3階フロアのほぼ中央にはカフェスペースを設置し、利用者だけでなく、地域の皆様や初めて来館された方々にとっても居心地の良い場、交流の場となるよう目指してまいりたいと考えております。

更に、従来からある交流ルームは、防音の特性を生かしてカラオケやバンド、太鼓などの練習が可能であるため、若い世代や団塊の世代の趣味活動の利用促進を図ってまいります。

各階ごとの利用方針としては、1階は保健センターフロア、2階はホール・会議室フロア、そして3階は多世代が行き交う交流フロアとなるよう、今後も皆様の御意見をいただき、利用促進や運用の方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、食品トレイの拠点回収の改善についてであります。

議員御指摘のとおり、この4月1日から燃えるごみと埋立ごみについて、指定ごみ袋制度を導入いたしました。2か月を経過いたしましたが、いまだ制度が完全に浸透したわけではなく、一部の町民の皆様は指定ごみ袋以外の袋でごみ出しをされている場合もあります。

町としましては、まずは新制度の定着を第一にごみ収集を実施してまいりますので、制度の浸透を図るべく、広報等を利用し、町民の皆様に対し周知に努めてまいります。

食品トレイにつきましては、小売店等で多くの食品や食材の包装に利用されており、現代の生活になくてはならないものであります。一方、ごみの減量を目指す廃棄物行政から見ますと、軽くてかさばる食品トレイはごみの量を増やす元凶でもあります。

そのため、町では平成25年10月から開始しておりました古着等の回収拠点及び回収方法を活用

して、食品トレイについても同時に回収することにより、経費をかけずに燃えるごみの減量を図り、リサイクルを推進することを検討いたしました。

そして、平成26年5月から食品トレイの拠点回収を開始し、ようやく1年を経過したところでございます。この1年で524キログラムの食品トレイを回収いたしましたので、言いかえると燃えるごみが524キログラム減ったということが言えます。

町としましては、町民の皆様の利便性の向上と、更なる燃えるごみの減量及びリサイクルの推進を図りたいと考えておりますが、現状の回収方法は委託料等の経費を必要としない改修方法でありますし、指定ごみ袋制度を導入した4月以降、拠点回収における食品トレイの排出量が増加しているとの報告もあります。

また、現在、指定ごみ袋制度の周知を図っていること、食品トレイを使用している販売店等への自主回収の要請を検討する必要があること等を考えますと、いましばらくは現在の拠点回収を継続したいと考えております。

今後、広域行政組合のリサイクルセンターが稼働開始する平成29年度までには、現行の町の資源物の分別方法や収集方法について再検討する必要がありますので、食品トレイの回収方法についても併せて検討してまいりたいと考えております。

次に、温泉無料入浴券についてであります。

町では、敬老祝い金を平成20年度まで敬老週間に合わせて70歳以上の皆様全員に贈呈をしておりましたが、同年に制度の見直しを行い、節目の年齢である米寿、白寿及び100歳の方のみに祝いを贈呈しております。

一方、温泉無料入浴券につきましては、御殿場市、裾野市、小山町の2市1町の温泉施設で利用できる温泉無料入浴券と、町内の温泉及びパークゴルフ場の無料利用券の2種類を御一人様に各3枚ずつ、合計6枚を贈呈しております。

2市1町の温泉無料入浴券は、高齢者の健康の増進を図ることを目的に、より広域利用できるようにと平成17年に御殿場市及び裾野市と協定を締結したものであります。

温泉無料入浴券等は、高齢者の皆様が積極的に温泉やパークゴルフ場に行くことで、リフレッシュしながら健康増進に役立てていただくものであり、平成26年度の利用率は51.2%で、年々増加いたしております。

町では、今年9月から温泉無料入浴券等で須走温泉天恵も利用できるよう、現在調整を進めておりますので、温泉無料入浴券等を利用される皆様の選択肢が広がり、利用の拡大につながると考えております。

高齢化が急速に進んでいく中、平成37年度には約3人に1人が高齢者となることが予想されており、そうした中で町の活力を維持していくためには、高齢者の皆様がますます健康で積極的に社会参加していただくことが必要となりますので、今後も利用施設の拡充や利用方法を検討し、温泉無料入浴券等を敬老のお祝いとしていきたいと考えております。

以上であります。

○8番（梶 繁美君） 再質問を行います。

まず、この3点、総体的に申し上げて、要するに行政側の目線、それを利用するあるいは出すものの目線、その目線がちょっと違うと言っているのが町民の声だろうと思います。出す身、使う身になってもう少し考えていただきたい。これが本音であります。

特に健康福祉会館のリニューアルが今年度終わるわけですがけれども、是非来年度、備品の整備、拡充が図られることだろうと思います。その中へ、この運動施設が配置されるようお願いしたいし、また住民の皆さんも体育館のような立派なものでなくて結構ですと。ミニで結構ですという声も聞かれております。どうか検討して、この備品配置に御配慮くださることを切に要望します。

それから、トレイについてはそのことで結構だと思います。ぜひ広域行政の不燃ごみの回収施設ができます、全体的にごみの収集方法を変えなきゃならんと思いますので、それまでに検討するという御言葉でございますもので、この言葉を信じて、そのようにお願いしたいと思います。

それから、温泉券でございます。これについては、ぜひ足の弱い方が、もらっても年1回使うかどうか、近所の方をお願いして行く、あとは健康な方にできてしまいます。あるいはそのままたんすへしまってお蔵入りですということが多く叫ばれています。いろいろ施設の利用方法、その他見ても、多分発行枚数の本当に3割、4割が利用されているものだろうと推測します。

大事な温泉施設でもありますし、そういう老人の方も、使用したいという方もあると思います。どうかこの祝い金については、その方法、いろいろ希望する方の選択肢があってもいいのではないかというふうに思います。その意味で、さらなる検討を加えていただくことを町長にお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 梶議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

1 問目の健康福祉センターにつきましては、要望ということでよろしゅうございますか。

2 番目のトレイについてであります。これも29年4月にセンターができますので、これまでにその他含めて、これは検討していきますので、御了解いただきたいと思います。

3 番目の温泉券であります。先ほども御答弁申し上げたとおり、2市1町という一つの約束事がございますので、これは小山町だけではいけない問題があるということ、今日の御意見はわかりましたので、これらについてもその向きお話はさせていただきますが、ただ、先ほどの答弁の中で申し上げたように、やっぱり健康増進ということ、これが主でございます。かつて祝い金はお一方1,000円だったと思います。1,000円とこの温泉券と比べた場合の健康増進、これをやっぱり鑑みますと、私としては個人的な考えとしては、この今のとおりやっていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 次に、12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） 議会会派おやまの会の代表質問をさせていただきます。

町長も我々議員も、この小山町、もっと元気な小山町を作っていくんだという強い決意と未来の小山町のための活動をしていく、同じ志を持つ者として質問させていただきます。

今回、込山町長は小山町を元気にする金太郎大作戦第2章の中で、3つの挑戦と69の戦略を掲げて、見事に2期目の当選を果たされました。

1つ目の「金太郎のように力強い経済、雇用と賑わい創出への挑戦」には、1期目にまいた三来拠点の種を花開かせ、企業誘致や税収の確保に取り組むとあります。

そこで、町長の施政方針のうち、最初にお伺いしたいことは、三来拠点事業についてであります。

言うまでもなく本事業は静岡県の内陸のフロンティアを拓く取組の小山町版であり、南海トラフ巨大地震に備えつつ、国土利用の転換を図ることが最大の使命と考えます。ここで3点伺います。

1点目は、三来拠点事業を行うことにより、本町にどれだけの貢献があるか。すなわち事業効果はどのようなになるかをお伺いいたします。

2点目は、本事業の取り組みに際し、国や県に対してどのような働きかけ、要望を行っているのか。また、その結果、現在の進捗状況はどうなっているかお伺いいたします。

3点目は、三来拠点事業の全体、あるいは各事業において、どのくらいの経費を見込んでいるのか。また、その財源についても伺います。

次に、賑わいの創出について、町長のあいさつの中では、駿河小山駅周辺の活性化を含め、滞在型の観光を推進する体制の整備について述べられております。

また、小山町は外国人の来訪が静岡県内で浜松市に次いで第2番目であり、年間8万人の滞在者があるとのお話も伺っております。このように、国内外の多くの人達が小山町の良さに触れていただいているにもかかわらず、実際は町外の観光地やアウトレット等に行ってしまう、単なる通過点になっていることに対し、手をこまねいているわけにはまいりません。

町長が提言されているとおり、小山町のさらなる発展のためにも、小山町を愛する住民としても、当局を中心としながら、町民と協働した受け入れ体制づくりに多くを期待するものであります。住んでいる人も来町者にも、小山町の良さを更に認めてもらい、町なかに賑わいを創出できるような、夢ある滞在型の観光推進体制の具体的な施策について、改めて町長の思いを伺います。

次に、2つ目の挑戦、「金太郎のようなたくましい子どもが育つ住環境、人口増への挑戦」についてであります。

その中で、町長は、若者の定住の施策も強く述べられております。私もこれからの小山町の人口増や元気な小山の創出には、未来ある若者の定住や力が必要と考えております。そのためには、三来拠点事業のように企業誘致を進め、雇用を創出するとともに、町長も述べられている就職支

援や起業支援なども非常に重要であると考えております。

ある四国地方の限界集落は、交通機関も余りない地域にＩＴ企業のサテライトオフィスを誘致することにより、人口増につながっている地域もあるとの情報もあります。それは単純に高速ブロードバンドネットワークの整備等をするだけでなく、豊かな自然やその地域の気さくな人達など、その地の特性も定着人口の増加に大きく寄与しているのではないかと思います。

日本を取り巻く経済状況を予測することは大変難しいところではありますが、将来にわたって小山町に定住していただくためには、ＩＴ企業には限りませんが、都会にない小山町の特性を生かした若者達へ起業支援や就職支援が必要であります。

元気な小山にするためにも、小山町の特性を生かした起業支援や就職支援、それに伴った若者の定住人口増加に向けた考えについて伺います。

３つ目の挑戦の中で、防災・災害対策を強化し、防災日本一のまちづくりを述べられております。

小山町は富士山噴火に対する避難計画と県内でも先進的な防災対策を進め、更には避難計画の毎年の見直し、改善等を進めており、町民の生命と財産を守る活動に今後も大きく期待するものであります。

ところで、近隣の箱根町の箱根大涌谷では小噴火の可能性が連日取り上げられており、気象庁より噴火警戒レベル２が発令されております。このまま噴火せずに沈静化の可能性が96%と推計する学者もおりますが、主要な産業が観光業である箱根町では、観光客減少につながる風評被害防止に大変苦慮していると聞いております。

私達小山町も、世界遺産富士山に多くの観光客が訪れており、町の観光の大きな柱であり、その経済効果も大変大きなものがあります。仮に富士山で同様な事態が発生した場合、世界遺産富士山の風評被害は非常に大きくなることが予想され、小山町の経済にも多大な影響があることが想定されます。

近年、富士山噴火の可能性が取り沙汰されており、住民等の広域避難計画等の対応は進んでおりますが、同時に今回の箱根町で起きているような風評被害への対策も、何も起きていない今から検討していく必要があると考えますが、町長のお考えを伺います。

最後に、地方創生のための小山町総合戦略と総合計画の後期計画は、町民との協働により行うことが述べられております。小山町総合戦略は、人口減少克服、地方創生を目的とし、総合計画等は小山町の総合的な振興、発展などを目的としたものであり、両者の目的や含まれる政策の範囲は、必ずしも同じではなく、地方版総合戦略は総合計画等とは別に作成してくださいと国の指導もあります。

また、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服、地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標ＫＰＩが設定されるなど、総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可

能であるとも言われております。

今後の小山町の未来を切り開く小山町総合戦略は、総合計画とともに非常に重要なものであると考えております。そのためには町民と協働し、計画を推進していくために、二本の柱、総合戦略、総合計画という目標があるよりも、数値目標などが重複する分はどちらかの計画に絞るなど、町民の理解が得られやすいものとするべきと考えますが、今後の小山町総合戦略及び総合計画後期計画の策定に向け、基本的な町の考え方を伺います。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、三来拠点事業による本町への貢献度についてであります。

平成25年10月に推進機関である小山町内陸のフロンティアを拓く取組推進協議会を設立し、「3つの未来がはじまるまち、おやま」、すなわち三来拠点事業が名実ともにスタートしてから3年目を迎えました。

平成24年度に本町が静岡県の内陸のフロンティアを拓く取組に参画した際は、新東名高速道路に関連する小山パーキングエリア周辺地区、それと湯船原地区という、内閣府の総合特別区域に指定された2地区のみを推進しておりましたが、平成25年に現東名高速道路の足柄サービスエリア周辺地区を加え、更に平成26年度には、家・庭一体の住まいづくりを体現化するため、南藤曲地区と富士小山わさび平地区の2地区を加え、計5地区の推進に取り組んでいるところであります。

静岡県の内陸のフロンティアを拓く取組は、平成25年から概ね5年間で方針を決定するという期間限定でありますので、残り2年世の中で全体の目途をつけようと必死に取り組んでおります。

三来拠点事業により、優良企業を誘致し、雇用の場を創出いたします。同時に、定住と観光政策にも力を入れ、賑わいを創出します。

こうして町の人口と交流人口を増やします。

このような力強い経済で、本町を「金太郎のような元気なまち」にしていくことが、三来拠点事業の最大の目的であり、貢献・効果であると考えます。

しかしながら、全ての事業の方針・詳細が決定したわけではなく、こうした効果を、現在、指標や数値で表すことは困難であります。

今後は、地方創生の取組の中でも、三来拠点の事業効果・貢献度を表す指標等について検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、国、県への働きかけの状況と三来拠点事業の現状についてであります。

そもそも静岡県の川勝平太知事が、平成23年度に内陸のフロンティアを拓く取組構想を打ち出したときには、本町におきましては平成32年度に新東名高速道路（仮称）小山パーキングエリアが設置され、新東名高速道路が供用開始されることは決定しており、上下線のパーキングエリア

にスマートインターチェンジが設置されることもほぼ確実になっております。

ところが、当初のフロンティアの取組対象は、平成24年4月に供用を開始した新東名高速道路の御殿場ジャンクションから三ヶ日ジャンクション間の沿線の市町に限られておりました。そのため、私は、内陸のフロンティアを拓く取組と企業立地を最重要事項と捉え、事前復興の観点から、県に対して本町の参画を強く要望し、その結果、同年9月には内閣府の総合特別区域の指定申請に名を連ねることができました。

そして、平成25年2月15日には、新東名高速道路（仮称）小山パーキングエリア周辺地区と湯船原地区が、静岡県内の9市町と一緒に、内閣府の地域活性化総合特別区域に指定を受けることができました。

平成25年には三来拠点事業がスタートし、静岡県の補助をいただきながら、湯船原地区の開発可能性基本調査を実施いたしました。

この中で、静岡県内における首都圏からの近接、新東名高速道路小山パーキングエリア内のスマートインターチェンジに代表される交通アクセスの良さ、更に豊富な地下水等の潜在能力の高さを掲げて、静岡県を代表する新しい工業団地の設置を、県に対して強く要望いたしました。

その結果、平成26年3月25日に、静岡県企業局と小山湯船原工業団地の開発に関する協定を締結し、湯船原地区の食品加工・生産エリア、約30ヘクタールにおいて、工業団地の開発とともに取り組んでいくこととなりました。

小山湯船原工業団地は、用地買収が一部を残してほとんど完了し、本年度内の設計完了、造成着手を経て、平成30年度の方譲を目指しております。企業誘致にも精力的に取り組んでおり、既に数社から引き合いがあり、細部の調整に入っているところであります。

また、平成25年に林農林水産大臣の肝いりで、次世代施設園芸導入加速化支援事業という、化石燃料の削減、再生可能エネルギーを利用した、生産から出荷まで一貫して行う拠点づくり等を目的とした事業が始まろうとしていました。

本町では、湯船原地区のアグライندアストリーエリアが本事業に最適と考え、同エリアにおいて気温観測を中心とした調査を行い、県に働きかけをいたしました。

その結果、平成26年に次世代施設園芸事業の全国9か所のモデル事業の一つに選定されて、推進組織である富士小山次世代施設園芸推進コンソーシアムを設立し、富士小山次世代施設園芸事業がスタートいたしました。

本事業は、約7.2ヘクタールの事業用地に高糖度トマトの施設園芸団地を整備いたします。平成26年度に造成工事が完了し、本年度の建築工事を経て、平成28年度の生産開始・出荷を目標といたしております。

地元雇用の場の創出も本事業の目的の一つであり、約30人程度のパート従業員を募集する予定であります。

また、湯船原地区の重要な水路である石沢につきましては、以前から荒廃が進んでおり、国道

246号から上流部の整備を、静岡県に要望いたしました。その結果、平成26年度に、静岡県による復旧治山事業が決定し、本年度と平成28年度の2か年による工事が計画をされております。

更に石沢を湯船原地区全体の排水路であると考え、本年度、国道246号から二級河川須川までの区間について、防衛補助事業による整備を計画いたしております。

また、雇用の場の創出だけでなく、定住人口の増加につながる家・庭一体の住まいづくりを体現化するため、職住近接の考えから、湯船原地区に近い南藤曲地区と小山パーキングエリア周辺地区に近い富士おやまわさび平地区という2つの地区を検討しました。

選定に先駆けて、平成26年9月に静岡県知事に現地を視察いただいた結果、第二次の静岡県内陸フロンティア推進区域に指定していただきました。

南藤曲地区は平成26年度に造成が完了し、本年度からクルドサック16という名称により、約0.55ヘクタールのエリアで16区画を分譲いたしております。

富士おやまわさび平地区も、本年度、策定予定の優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針に鑑み、静岡県の助成をいただきながら、測量等の調査を実施し、計画策定を経て、平成28年度から約2ヘクタールのエリアを分譲開始する予定であります。

今後の大きな課題の一つとして、現東名高速道路足柄サービスエリアのスマートインターチェンジ設置計画があります。

平成30年度の供用開始に向けて、国土交通省をはじめとする関係機関との調整を進めておりますが、万全を期して、今後も働きかけをしてまいります。

同時期にスマートインターチェンジとセットで開発を予定しております、約30ヘクタールの足柄サービスエリア周辺地区も、7月に地権者協議会が発足する予定であります。

このほかにも、湯船原地区内のロジスティックターミナルについては、現在、国土交通省へ国道246号裾野バイパスの4車線化を要望しており、その際、国道からこのエリアへ乗り入れ可能な町道について検討し、物流事業を集積する構想を進めております。

これ以外の三来拠点事業の様々なエリアにおいても、各種計画が立ち上がっております。その都度、関係機関には事業に必要な働きかけを行ってまいります。

次に、三来拠点事業の各事業への経費をどの程度と予想しているか。また、その財源についてであります。

現在想定している開発手法には、民間による造成・分譲、土地区画整理事業、静岡県企業局の造成等が挙げられます。これらの開発に必要な財源についてですが、民間開発は事業者の資金により、土地区画整理事業は減歩により公共用地を生み出し、保留地処分金で主な資金造成を行います。企業局は、自己資金による造成費を分譲価格に反映させて回収をいたします。

しかし、このほか、各地区の開発において、町が当然行わなければならない道路などのインフラ整備や企業立地優遇制度による支援、土地区画整理事業に対する助成等、莫大な費用が想定されます。

平成27年度当初予算は、調査費を主として計上させていただきましたが、まだまだ方針や詳細が決定していない事業あるいはエリアがあります。

現在、総合計画の実施計画等によりまして、これらの町の支出する経費を、概算となりますが算出しているところであります。町の支出分のために必要な財源として、整備の目的に合った国庫支出金、県支出金、起債等を最大限に活用するとともに、事業の優先順位を考え、年度の予算規模に応じた計画的事業を執行していくことが重要と考えます。

また、これからは、国における地方創生に向けた取り組みを注視し、新たな財源確保に努めてまいります。

次に、滞在型の観光を推進するための整備についてであります。

小山町には、世界遺産に登録された富士山をはじめ、豊かな自然、富士浅間神社などの歴史的資源、そして富士スピードウェイと行った世界的な規模の観光施設、ほかにもゴルフ場や温泉、そして金太郎伝説など、多くの観光資源があります。

町ではこれまでもこれらの資源を意識して、観光協会や関係者等と一緒に観光施策に取り組んでまいりましたが、宿泊や滞在される方が少ない現状から、必ずしも十分な取り組みができていない状況であります。

このため、平成26年度において、町や観光協会だけでなく、町民の皆様や各団体等にも協力いただき、町全体で観光振興を図るための具体的な方針や施策、取り組みを体系的にまとめた小山町観光振興計画を策定いたしました。

この計画にも定められておりますが、富士山の秀でた景観と豊かな自然環境に囲まれた立地の優位性を生かして、リゾート宿泊機能を持つ施設の誘致を積極的に取り組んでまいります。誘致に当たっては、現在策定作業を進めている景観計画に基づき、既存の良好な景観を損なわない、なおかつ良質な景観を形成していくよう誘導するとともに、都市計画法第34条第2号の取り扱い基準を定めることにより、観光資源の有効な活用を図る上において必要な宿泊施設等の立地を可能としていくことについても検討してまいります。

更に、小山町にあります多くのゴルフ場やハイキングコースなどの観光資源を活用する中で、訪れた方が町に滞在してもらえよう、町全体でおもてなしができる体制づくりを進めてまいります。

次に、住環境、人口増への挑戦についてであります。

小山町の人口推移を過去10年間のスパンで転入・転出、出生・死亡の関係で見た場合、転入・転出では、10年間平均で1年当たり150.2人の転出超過、直近の5年間平均では1年当たり202.8人の転出超過となっております。

出生・死亡では、過去10年間平均、1年当たり63.7人の死亡超過、直近の5年間の平均では1年当たり83.0人の死亡超過となっております。

転出・転入、出生・死亡を合わせた件数では、10年間平均で1年当たりマイナス213.9人、直近

の5年間平均では1年当たりマイナス285.8人となっております。現状のまま人口が推移すると、5年間で1,500人以上、10年間で3,000人以上の人口減少が予想されます。

こうした現状を打破するため、人口増への挑戦を掲げさせていただきました。

まず、人口減少が加速度的に進行する状況に歯止めをかけるために、人口増加対策を真正面から強力に推進する、おやまで暮らそう課を新設いたしました。

おやまで暮らそう課では、人口増加に向けた従来からの定住促進事業はもとより、移住・定住、Uターン・Iターンの支援強化に努めてまいります。

俗に「ヒト・モノ・カネ・ジョウホウ」と言われます。とりわけ「ジョウホウ」は移住・定住、Uターン・Iターンを検討している多くの方々が必要としております。そこで、必要な情報をお届けすべく、空き地・中古住宅の物件情報や、起業支援・就職支援、個人の趣味や特技、芸術・文化、更には結婚、出産、子育て、教育、生涯学習など、「オールおやま」をワンパッケージにした情報ウェブサイトを9月中に開設する予定であります。

また、移住・定住に欠かせない企業・創業支援については、おやまで暮らそう課では商工観光課との二重行政（ダブルスタンダード）にならないように、コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスに特化した企業・創業支援をしてまいります。

コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスで起業し、小山町へ移住・定住について、既に3件のお問い合わせをいただき、取り組んでおります。

人口というものの捉え方は、自分自身と家族や親族、職場や学校、今住んでいる地域や生まれ育ったふるさと、いろいろな出来事があった過去や、次世代が暮らす未来、それらを時間的、空間的に結びつける概念と言われます。

したがって、人口減少は、企業創業・就職・結婚・出産・子育て・住まい・暮らし・教育・スポーツ・文化・芸術等、様々な時間・空間のあらゆる分野の課題であると思います。

人口増への挑戦は、おやまで暮らそう課の専売特許ではありません。やれること、やるべきことは「オールおやま」で取り組んでいくことが必要であり、行政の各分野での取り組みに加え、議員の皆様、そして小山町に暮らす皆様の御協力なくしては、人口増はなし得ないと考えます。

今後も大所高所からの御意見をいただき、人口増加の取り組みに反映させ、人口増へ挑戦してまいります。

次に、富士山噴火への風評被害対応についてであります。

議員御指摘のように、火山活動に関する風評被害の近隣の事例として、箱根町の現状があります。噴火警戒レベル2の火口周辺規制への引き上げ時期をめぐり、素早い判断と評価される半面、その後の風評被害などから、早過ぎたとの声もあり、箱根町の葛藤は今も続いているようであります。

小山町では、本年3月に策定した小山町富士山噴火に対する避難計画の対策編に基づき、平常時からの情報伝達体制を確立いたしております。

万が一富士山が噴火活動を始めた場合には、まず一般住民及び観光客・登山客等へあらゆる情報手段を活用して、正しい情報を正しく迅速に伝達することと、住民や観光客・登山者等の安全を確保することとしております。

次に、住民などの安全確保の強化を図るため、噴火警戒レベル引き上げに伴う入山規制や立ち入り禁止区域の設定などを行っていくことになります。

これらの行政としての対策は、住民などの命を守るための措置で当然のことと考えておりますが、行政の対策に比例して、富士山周辺の観光などへの風評被害が高まるものと推測しております。

このため、富士山と共存している町といたしましては、普段から富士山の噴火活動や火山現象に対する避難の方法、山小屋などを通じた観光客・登山客への情報伝達要領等について、本年7月に予定している登山者に関する安全対策を目的とした、富士山火山防災訓練やホームページ等により周知を図ってまいりたいと考えております。

しかしながら、富士山の場合は小山町だけでは対応できませんので、少なくとも富士山東麓の御殿場市、裾野市、小山町の2市1町や、これに西麓の富士市、富士宮市を含めた富士山ネットワーク会議で足並みをそろえた対策をしていくことが必要と考えておりますので、今後、機会を見て、平時からの風評被害対策等について、県や関係市町への提言などを行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町にとっては町民や観光客・登山者等に災害の危険性を知らせる義務と、風評被害を避けるための対応には大きなジレンマがありますが、町による早めの避難勧告や避難指示が、住民や観光客・登山者等の安全確保に繋がり、これが風評被害の抑止になるものと考えております。

次に、小山町総合戦略と小山町総合計画の一本化や整合についてであります。

先の3月定例会においても御説明しておりますが、国は人口減少対策と地方へ人の流れを作るため、昨年11月にまち・ひと・しごと創生法を施行し、計画期間を平成27年度から平成31年度までとするまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定いたしております。

その中では、国の定めた4つの政策分野、安定的な雇用を創出する、新しい人の流れを作る、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するを柱として、地方創生を進めていくこととなっております。

また、地方も国と一体となって人口減少対策等に取り組むこととなっておりますので、小山町においても、この4つの政策分野ごとに町の実情に沿った小山町総合戦略を今年の11月までに策定いたします。

一方、総合計画は、地方自治体が策定する自治体の全ての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画であります。したがって、各種計画は総合計画を上位計画としておりま

す。

本町の総合計画は、平成23年度から今年度までが第4次小山町総合計画の前期計画であり、現在、小山町総合戦略とは別に平成28年度以降の後期計画の策定を進めているところであります。

先ほど御説明しました小山町総合戦略においては、三来拠点の取り組みによる雇用の場と賑わいの創出や定住促進事業、子育て・教育環境の充実などの施策を盛り込むこととなります。この小山町総合戦略の施策は、小山町総合計画の後期計画の中で、重点施策として位置づけることとなります。

総合戦略と総合計画の策定根拠や趣旨が違うため、一本化して策定することはいたしません、双方の計画の整合を図り、町民や議会に対しても分かりやすい御説明をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問はありますか。

○12番（池谷 弘君） 再質問ではございませんけれども、今後の元気な小山町のために、特に三来拠点事業は重要であると考えております。私は事業推進のためには財源確保が最も重要と考えておりますので、早い段階での財源確保策の検討をお願いいたします。特に三来拠点事業は地方創生にかかわるものと思いますので、国から支出される地方創生の事業費等を活用できるように、真摯な検討を当局にお願いして、ここで質問を終了させていただきます。

○議長（米山千晴君） 次に、個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

はじめに、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は2件の項目の質問をさせていただきます。

まず1項目目の質問に入ります。

足柄サービスエリアスマートIC設置計画及び旧桑木RDF跡地利用計画についてであります。

私は、今回の選挙運動の中で取り組みを政策の一つとして取り上げてまいりましたので、この件につき、幾つかの点について質問したいと思います。

静岡県では海岸線に立地している工場や住宅を内陸の地に誘導する新東名高速道路の開通により、内陸フロンティアを拓く総合特区制度を設けて推進する施策に、我が町は三来拠点として位置づけをしました。

1つ目は新東名の小山パーキングエリア周辺、2つ目は湯船原一帯、3つ目は足柄サービスエ

リア周辺の3拠点が県の推進地域の指定を受け、将来の内陸フロンティア構想が実行段階に進まれていることは承知のことです。

特に足柄サービスエリア周辺の土地利用計画につきましては、昨年より何回か桑木地区をはじめに足柄地域において概略の土地利用構想が示されてきました。

現東名高速道路上下線の足柄サービスエリア内へのスマートインターチェンジの新設に伴うアクセス道路では、特に御殿場プレミアムアウトレット付近での混雑など、懸念等も話し合いの中でありました。

この足柄サービスエリア周辺地区の土地利用構想は、今後の足柄のまちづくりには欠かせない一大事業と私は考えております。

約30ヘクタールの土地利用事業として推進する観光交流、物流、健康、スポーツなどの構想も考えられてくるわけであります。

そこで、私は次のことについて質問いたします。1として、足柄サービスエリア周辺の土地利用構想における経過と進捗状況はどうか。2として、足柄サービスエリアのスマートインターチェンジ設置計画において、御殿場市との連携はどこまで進展しているのか。また、国交省の認可はいつ頃か。3としまして、旧桑木RDF跡地の土地利用計画は、今後、どのように進めていくのか。4つとして、これから進めていくことに際しての課題はどのようなものがあるのか。5つ目としまして、旧桑木RDFの取り壊しの時期と経費はどの程度かかるのか。この件につきましては、広域組合の関係ですので、わかる範囲で結構であります。

1項目目についての質問は以上であります。よろしくお願いします。

続きまして、2項目目の質問に入ります。町指定文化財の保存基金の制定についてであります。

小山町には指定文化財ということで、国指定文化財の富士山をはじめ、豊門会館や森村橋などの国登録文化財、県指定、町指定の文化財が多数あります。私も選挙公約の一つとして、史跡の着地型観光事業の実施を目指し、史跡の中にも指定文化財も入っていると思います。指定文化財の保守や管理、充実に、所有者の負担もかなりあると聞いております。

小山町文化財保護条例第11条の管理又は修理の補助の条文に、管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に耐えない場合、その他特別の事情がある場合には、町はその経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができるとなっております。

町の補助金についても、現在の町財政ではなかなか補助には無理が来ると思います。そこで、私は指定文化財の保存に対して理解のある個人や団体、もしくは企業からの寄付を募り基金を制定し、保守管理などに使えたらと考えますが、いかがでしょうか。町の文化財を活用した観光や、これからの子どもたちの教材となる周知も必要となると思います。

では、質問1として、町の文化財の保存基金を制定することについて、町行政の見解をお伺いいたします。

2つ目として、現在の小山町の指定登録文化財の数と学区別の状況を教えていただきたいと思います。

以上、2件について質問しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木 豊議員にお答えをいたします。

はじめに、足柄サービスエリアスマート I C 設置計画及び御殿場市小山町広域行政組合 R D F センター跡地利用計画についてであります。

足柄サービスエリア周辺の土地利用構想における現在までの経過と進捗状況であります。平成25年4月に桑木公民館におきまして、私の出前講座「足柄サービスエリア周辺開発に関する町の取組」を開催し、町の土地利用構想を桑木区の皆様に御説明を申し上げました。

それから現在まで、桑木区あるいは地権者の皆様を対象として、計7回の説明会を開催し、東名高速道路の下り線約30ヘクタールの土地利用構想と、上下線の足柄サービスエリア内のスマートインターチェンジ設置計画を御説明いたしました。

また、本地区に進出を希望する事業者も表れて、土地利用を円滑に進めるため、本年7月3日に足柄サービスエリア周辺地区地権者協議会の設立総会を開催する運びとなっております。

今後は、地権者の皆様に御協力をいただき、平成30年度内に足柄地域の観光資源を生かした開発の完了を目指してまいります。

次に、足柄サービスエリアのスマートインターチェンジ設置計画における御殿場市との連携と、国土交通省の連結許可等の時期についてであります。

議員御承知のとおり、足柄サービスエリアは本町と御殿場市との間に位置しており、スマートインターチェンジの設置においては、御殿場市及び隣接する深沢区の協力が必要であります。

私の1期目の町長就任以来、御殿場市及び深沢区に対しまして本事業の説明と御協力のお願いを行ってまいりました。

平成26年度には、御殿場市の御協力のもと、深沢区公民館において、計3回に及ぶ深沢区役員と区民全体を対象とした説明会を開催し、本町の事業に対する概ねの御理解と現地測量等の調査への御同意をいただいております。深沢区からは、御殿場市当局に対しましても、道路整備等の課題を提起しており、市も真摯に検討・実施することを約束しております。

次に、国土交通省の連結許可等の時期であります。今ここで連結の確定時期を申し上げるのは困難ですが、開発の完了時期と同じく平成30年度内のスマートインターチェンジの整備完了と、共用開始を目標に掲げ、万全を期して関係機関と調整を図っておりますので、御理解願います。

次に、御殿場市小山町広域行政組合 R D F センター跡地利用計画についてであります。

議員御承知のとおり、R D F センターは平成26年度をもって廃止されております。今後は、平成28年度に建物を除却するようではありますが、R D F センター跡地はスマートインターチェンジ

整備と開発の両面において極めて重要な場所であり、本町の整備計画に整合させていただくように、広域行政組合や御殿場市と協議してまいります。

次に、本事業の将来計画の課題についてであります。

まず、三来拠点事業は一部を除いてほとんどが市街化調整区域内で行います。したがって、土地利用を行うために都市計画法、農地法、森林法等の各種法令によるもろもろの規制を乗り越えていかなければなりません。規制をクリアするためにも、本町に資する確実な計画が必要であります。

次に、地権者の合意であります。どれほど優れた計画を立案しても、地権者への合意が得られなければ、画餅となってしまいます。7月に設立する地権者協議会の御理解をいただきながら、事業を円滑に進めてまいります。

最後の課題は、事業のための財源確保であります。池谷議員の代表質問にもお答えいたしましたとおり、三来拠点事業は開発の時期が重なり、大規模な財源負担を伴うことが想定されます。

民間開発は事業者の資金により造成を行います。町に必要なインフラ整備は町自ら行わなければなりません。町の支出分のために必要な財源として、整備の目的に合った国庫支出金、県支出金、起債等を最大限に活用し、年度の予算規模に応じた計画的事業執行をしていくことが重要と考えます。

その他の御質問につきましては、関係課長から御答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 旧桑木RDFの取り壊しの時期と経費についてであります。

RDFセンターは、御殿場市小山町広域行政組合の施設でございますので、組合に確認をいたしましたところ、解体・撤去の時期は平成28年度を計画しており、事業費は3億円程度を予定しているとのことであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（大庭和広君） 町指定文化財の保存基金の制定についてであります。

文化財保護法において、国及び地方公共団体の任務として、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならないことが規定されています。

そのため、町では小山町文化財保護条例を制定し、町内における指定文化財の保護について、文化財所有者に対し補助金を交付する制度を設け、文化財の保護に努めてまいりました。

最近の事例としては、平成25年度に町指定文化財である坂下区十王堂十王図及び坂下区十王堂木食観正宝号軸の修復に対する補助があります。当該文化財は、経年劣化による損傷が激しかったことから、44万1,000円を要する修復が必要となり、そのため、所有者である坂下区に対し、修

復費用のうち12万円を補助し、残額を所有者負担としました。

文化財を適正に保存するためには、文化財の修復は非常に重要なことであり、文化財の価値をより良い状態で後世へ伝えることが可能となるだけでなく、文化財の周知や活用が積極的に図られることとなります。

そのため、議員御指摘のとおり、文化財に対して理解のある個人や団体、もしくは企業からの寄附金を募り、基金を制定することは町の財政状況の厳しい中、文化財の保護等の有効な手段と考えますので、基金の設置に向け検討してまいります。

次に、小山町の指定登録文化財の数と学区別の状況についてであります。

町内には、現在、32件の指定文化財及び登録文化財があります。32件のうち、指定文化財が24件、登録文化財が8件です。そのうち、国指定文化財としては、世界遺産である富士山が特別名勝及び史跡として指定され、2件分として整理をしております。県指定文化財としては、宝鏡寺の木造地藏菩薩坐像をはじめ、5件が指定されています。町指定文化財としては、富士浅間神社社殿をはじめとする17件を指定しています。また、国登録文化財としては、豊門会館をはじめ、8件が登録されています。

次に、学区別の文化財の件数についてでございますが、成美学区につきましては、県指定文化財が柳島八幡神社の二本杉の1件、町指定文化財が乗光寺大森六代之墓をはじめとする2件、国登録文化財が豊門会館をはじめとする7件の合計10件の指定文化財及び登録文化財がございます。

明倫学区につきましては、甘露寺宝篋印塔をはじめとする6件の町指定文化財がございます。

足柄学区につきましては、県指定文化財が宝鏡寺の木造地藏菩薩坐像の1件、町指定文化財が栗の木沢の唯念名号碑をはじめとする3件の合計4件の指定文化財がございます。

北郷学区につきましては、県指定文化財が大胡田天神社のイチョウをはじめとする2件、町指定文化財が上野神明宮のアカガシをはじめとする3件の合計5件の指定文化財がございます。

須走学区につきましては、国指定文化財が、特別名勝及び史跡に指定された富士山として2件、県指定文化財が富士浅間神社のハルニレの1件、町指定文化財が富士浅間神社のエゾヤマザクラをはじめとする3件、国登録文化財が松村家住宅主屋として1件の、合計7件の指定文化財及び登録文化財がございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問ですが、1項目目の足柄サービスエリアスマートIC設置計画及び旧桑木RDF跡地利用計画についてですが、旧桑木RDF跡地の利用計画については、もう少し町としての構想をお聞きいただきたかったんですが、広域との関係もあり、協議していきたいということですので、今後煮詰まってきましたら、またお聞きしたいと思います。

1点だけ再質問させてください。今後、土地利用を円滑に進めるため、地権者協議会を設立し進めていくと言われましたが、今後、足柄地域全体の皆さんへ計画などの説明や、幅広い意見を

聞くなどした方が良いと思いますが、このような機会を設けていくのかお聞きしたいと思います。

2点目の文化財の関係ですけど、これは検討するという事で、検討していただければ結構か
と思います。できれば、町長の見解もお答えできれば、範囲でお聞かせいただければありがたい
と思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 地元への説明でございますが、先ほど答弁で申し上げたとおり、25年4月
に初めて桑木区へ、私の町長の出前講座ということでお伺いさせていただいて、説明をさせてい
ただきました。その後、新柴区におきましても同じような要望がございまして、出前講座をやっ
ております。

地区からの御要望があれば、いつでもお伺いしますので、その辺は議員さんの計らいをよろし
くお願いいたしたいと思います。

あと、後段の件であります、先ほど課長から答弁があったとおり、検討させていただきます。
よろしく願いいたします。

○3番（鈴木 豊君） 質問を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 通告しました2件について質問させていただきます。

さて、質問に先立ちまして、なにゆえに私がこのような質問をするかを述べておきます。

私達は普段何げなく暮らしていますが、時にさほど気にしなかったことも社会通念というフィ
ルターを通して見ると、いろいろに疑義が生じてくるものでございます。

次における質問も、そのようなことから私もそう思いましたし、また、町民の皆様からも、こ
の質問はしてくださいというようなことで、今日、させていただくことになりました。

私の質問書は大変雑駁な質問書であり、当局の方も大変な苦慮をされたことと思います。しか
しながら、真摯なお答えを希望いたします。

第1件目について質問します。

まず基本的なことから質問します。広報おやまについては、毎月発行されていますが、その目
的についてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 藺田豊造議員にお答えします。

広報紙は町民生活にかかわりの深い行政情報や生活情報を確実に町民に提供できることから、町の情報発信の手段の中でも最も有効な伝達媒体であります。

定期的に時期を逃さないよう、町の動きや施策、行事等をお知らせするため、毎月発行しております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 2番目の質問に入ります。

広報おやまは発行するに当たり、どのような条例によって発行されたのか。また、その規則はどのようなになっているのか。例規集に見当たらないので、これについてお答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 広報おやまの発行に関する編集や配布等については、条例及び規則に定めはありませんが、広報おやまを所管する担当につきましては、小山町事務分掌規則の中で、町長戦略課の事務として定めております。

以上です。

○5番（藺田豊造君） では、3番目の質問に入ります。

発行に際しての留意点はどのようなものか。特に注意すべきは何なのかを質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 広く町民に親しまれる広報紙となるように、視覚的にはレイアウト等の工夫や写真を有効に活用しております。また、わかりやすい表現や読みやすい文章構成となるように心がけております。

更に、行政情報だけでなく、町民や町内で活動する団体などを広く紹介し、町民相互の理解や団体活動の活性化につながるよう努めております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） ただいまの中に、不偏、すなわち偏らずという言葉がありましたが、そういうことにはこだわっていないのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 私の答弁の中で、偏らずとはちょっと伝えてございませんが、広く町民に親しまれるような広報紙づくりを目指しているところでございます。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 次に、4番目の質問に入ります。

発行は小山町となっていますが、その発行責任者は町長でよろしいでしょうか。また、編集は町長戦略課ですが、この編集に対しての責任は戦略課長であるのか、あるいは企画総務部長であるのか、どちらですか。そのことについて御質問します。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 小山町の広報紙であることから、発行責任者は町長であります。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 編集の責任はどうなっていますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 編集におきましても、最終的には発行責任者は町長でございますので、町長でございます。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 次に、5番目の質問をします。

現在、これらは町内の全戸に配布されておるのか。また、駅頭や各支所にもありますが、発行部数、どのくらいあるんですか、お答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 広報おやま1日号の発行部数は各回7,300部で、年間12回発行しています。広報おやま15日号の発行部数は各回7,200部で、12月を除く偶数月の年間5回発行しております。

配布方法につきましては、各区長に依頼し、各戸へ配付しているほか、自治会に加入されていない方につきましては、郵送により直接各戸へ配付しております。

○5番（藺田豊造君） 年間の予算はどのくらいでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 平成27年度一般会計におきましては809万5,000円を計上しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 藺田議員、議員番号を呼名してください。

○5番（藺田豊造君） 7番目の質問に入ります。

これは町民の皆様からも大変に関心を寄せられることですので、真摯にお答えください。4月号の広報おやまについてでございます。本来はらしんばんという町長の雑感などが掲載されている場所なんです、その場所に4月号広報には岩田 泉さんの道標についての記事が出ていました。どのような理由をもってこれを取り上げたのか、質問したいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） ハイキングを楽しむ方の増加が見込まれる時期に、ハイキングコースの整備などに尽力され、山岳専門誌にも取り上げられました岩田さんのアートな道標の紹介を通じて、町民にハイキングに対する安全啓発や小山町の豊かな自然の魅力を再認識していただくため、掲載したものであります。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 4月といえば、選挙の月でした。町民の皆様にもこのことは周知の事実であります。私も含めて、候補者もいかに自分を知っていただくか、そうした努力をしていたとき

であります。

お聞きします。当局は、岩田 泉さんが選挙に出るのを知っていたかどうか。そのことについてお答えください。

それからまた、知る、知らずにかかわらず、この記事に及ぼす功罪について配慮をしたかどうかお聞かせください。

○選挙管理委員会委員長（田代 攻君） 公平性を著しく欠いた記事に思えるが、公職選挙法に抵触しないかについてであります。

広報おやま4月号が発行された3月末日までにおいて、岩田 泉さんに関しては、自ら立候補の意思を表明していないこと、政治活動のために使用する事務所に掲示される立て札及び看板の類いに表示しなければならない証票の交付申請が選挙管理委員会に提出されておらず、客観的に立候補の意思を有していると認められないため、公職選挙法に規定する公職の候補者になろうとする者に当たらないと考えています。

また、広報おやま4月号の記事の内容は、特定の選挙において特定の候補者の当選を得、または得しめるために選挙人に働きかける行為と言われる選挙運動に関連していないため、公職選挙法に抵触していないと考えます。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 私、今、質問したのは、これが4月号に出る前に 泉さんにはお話をされていると思います。そのことについて、 泉さんについて、選挙に出るか出ないかということを知ったか聞かないかと。そのことについて、私、聞いています。お答えください。

○議長（米山千晴君） 藺田議員に申し上げます。誰に対してでしょうか。

○5番（藺田豊造君） 当局に対してです。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 学君） 当局としては存じ上げておりませんでした。

以上でございます。

○5番（藺田豊造君） 私自身は、 泉さんから2回うちへ来てもらって、私は出ますと言っていました。多分、このときも私は出ると言っていると思います。今の答弁において間違いありませんか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 学君） 間違いございません。私もそういうことは確認しておりませんが、全く知り得ないことでございます。

以上でございます。

○5番（藺田豊造君） 岩田さんは町の道標を損壊したということで、町より告発された司法の判決を受けております。この件については、テレビでも取り上げられ、全国の話題になりました。ともあれこの件については議決され、告発された経緯があります。一方的に町が取り扱うべきこ

とではなかったかと思いますが、私は。

同じ道標の件で、一方では罪人、また一方では功績を大きく取り上げるという、このことについての整合性はどのようになっていますか。

更にまた、このことについて岩田氏は78日間勾留されました。これは、この記事において贖罪の意味を含んでいるのかどうか、それも含めてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 掲載の意図につきましては、先ほど御説明しましたとおりでございます。

以上でございます。

○5番（藺田豊造君） 整合性がないと言っているんだけど、どういうふうなことで整合性をつけている。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 先ほども申し上げましたとおり、掲載の意図については、先ほど説明したとおりでございますし、不整合とは考えておりません。

以上でございます。

○5番（藺田豊造君） 整合性がないとは考えていないということですが、贖罪についてはどうなっているんですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 贖罪の意味はないと考えております。

以上です。

○5番（藺田豊造君） この件がテレビに流れたときに、町の評判は大変悪くなりました。この件からも言われますけれども、私はここにいる鈴木 豊君が担当課長のときに、当該の方々とよく話し合っ、て、こういう件がなかったと、良いコミュニケーションをとっておられたなど、今感心していますが、岩田さんは突発的にこういうことをやる方でないです。何かの話し合いがあつてしかるべきだったと思いますけれども、今後、また、多分再犯を繰り返す、再々犯かな、繰り返すようなことがあるかもしれませんけれども、当局はよくその点を留意しながら、先生って私の恩師なので、先生と話し合ってみてください。

町長にお伺いします。一連の質問をしてまいりましたけれども、こういう功罪相半ばするような記事をあえて取り上げたと、それで町長さんのいつものらしんばんを抜いてまで取り上げたというには、町長さんは何かのもっと深い思惑があつて、このことを取り上げられたと思いますけれども、許される限りのお話をしていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 通告にございませんので、お答えはいたしません。

○5番（藺田豊造君） 私、ここに、10番に、ほかの目的があるのかと書いてあります。それで、

町長さんに、これ全部實際上、町長さんに質問していることなんですけどね。さっき聞いていたら、この最高責任者は町長だとお答えになっているから町長さんに私はお答えしていただきたいと質問しているんですけれども。

確かに我々のような者、燕雀安んぞ鴻鵠の志を知らずや、そういう言葉もあります。町長には深い意味合いがあつて、このことを許したと思いますけれども。また、このことについては後に質問させていただきます。

○議長（米山千晴君） 菌田議員に申し上げます。固有名詞については、プライバシーの侵害にも当たりますので、固有名詞の呼称は控えてください。おわかりですか。

○5番（菌田豊造君） さて、後先になった感がありますが、今後4年間、私はこの壇上に立つことになります。それに当たって、私自身も町の発展に尽力していきたいと思います。町長さんの政策がいかなものであるかという前に、町長さんの政治姿勢、すなわち政治的な思想あるいは心情をお伺いできればお願いしたいと思いますが。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 菌田議員の通告では、町長の政治哲学、一般論として町長の見解を問うと、こういう御質問でございますが、この答弁でよろしゅうございますか。（「はい、ようございます」と呼ぶ者あり）政治哲学は、政治学の一分野であると同時に、哲学の一部分でもございます。

哲学とは、物事の根本を明らかにし、かつ全体の包括的な枠組みを示すための知的な取り組みであり、政治哲学は哲学的な立場から政治を研究するものであると考えます。

質問の一般論として町長の見解については、質問の趣旨がよくわかりませんので、見解を申し上げることはできません。

議長、ただいま菌田議員からの質問の中の「一般論としての町長の見解」という部分について、反問をさせていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） ただいま町長から反問の申し出がありましたので、会議規則第63条の2により、これを許可します。なお、反問は質問趣旨及び政策的な意図を明らかにし、議員及び答弁者の相互の理解を深めるために行うものであります。御承知おきください。

○町長（込山正秀君） 菌田議員の質問の「一般論として町長の見解」とはどういう趣旨でしょうか。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） 物事をやるには心というものがなければなりません。そうした心をどのようにお持ちかということについて御質問します。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 一般論ということでございますので、一般論は政治学者や政治哲学者の世界の話だと思います。ちょっと例を申し上げたと思いますが、一般論の中で功利主義、個々人の喜びを増し、苦しみを減らすことで、社会全員の幸福の総和を最大にしようという考え方ですね。

4つの特徴があると。1つは、何かの行為を良い、悪いと評価する際に、行為の結果を重視する帰結主義。2つ目は、この帰結、結果の中で、人々の幸福を尊重する幸福主義。3つ目は全体の幸福を考える最大多数の最大幸福。そして最後は1人を1人以上に数えない公平性であります。

2つ目としてリベラリズムについては、個人の自由の拡大のため、物質的、教育的条件など国家が積極的に整備し、特に市場社会の競争において弱い立場にある人を優先的に配慮すべきとする立場、福祉国家の思想であります。

3つ目として、リバタリアニズム、自由至上主義であります。個人の自由や選好を最大限尊重する個人主義的立場であり、政府国家の強制権力を強く警戒し、この強制権力を極力縮小、最小化あるいは完全に廃止することを唱える思想、自分が労働によって正当に得たものは自分のものと考え、所有権を非常に重視する、規制緩和、民営化の思想であります。

4つ目として、コミュニタリアニズム、共同体主義であります。リベラリズムとリバタリアニズムに共通する個人主義に対し、人間の社会内在型、自己とコミュニティの厚生的な関係性を強調する立場、リベラリズムとリバタリアニズムが善に対する権利の優先の名のもとに、善や徳の問題や自己とコミュニティの関係性についての考察を限定放棄したことを批判する思想と、この4つが現代の政治哲学の主な潮流だそうでございます。

ということで、一般論としてはこういうことありますので、見解を申し上げることはできませんので、お許しいただきたいと思います。

○5番（藺田豊造君） ありがとうございます。

私は、ただいまの答弁の中に、人民による人民のための政治というリンカーンのような言葉でもって結構でしたが、大変に詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

今のををもって町長の考え方としてよろしいでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） あくまでも一般論としてのお話でございます。

○5番（藺田豊造君） 町長さんといえば、親も同然、町の親だと私は思っています。

小山町民をどういうふうにいるかということに対して、これも一般論として質問と書いてありますけれども、これも小山町民とはどのように接していくのか、それについてお答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） ただいま藺田議員からの御質問でというございますが、これもまた一般論ということでございます。ということで、一般論としての町長の見解という部分について、趣旨がわかりませんので反問させてください。

○議長（米山千晴君） ただいま町長から反問の申し出がありましたので、会議規則第63条の2により、これを許可します。なお、反問は質問趣旨及び政策的な意図を明らかにし、議員及び答弁者の相互の理解を深めるために行うものであります。御承知おきください。

○町長（込山正秀君） 藺田議員の質問の「一般論として町長の見解」はどういう趣旨でございましょうか。お教えてください。

○5番（藺田豊造君） 先にもありましたように、岩田 泉さんが告発、告訴されました。そのような政治を今後も執られていくのかどうかということについてお答え願いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 質問の趣旨がちょっと理解できませんので、再度質問をしてください。

○5番（藺田豊造君） 町民に対してどのような心でもって接していかれるのか。ごく一般的な質問をさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 質問の内容はおわかりいただいたでしょうか。

○町長（込山正秀君） 私的な考えは申し述べられますが、今の御質問は一般論としての見解ということでございますので、お答えはできません。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 結構であります。

最後の質問になると思います。私はこの席に立ったときに、一度町長さんにお伺いしようと思ったことがあります。それは、以前に平成20年ですか、ある会合におきまして、町長さんは前の町長さんに対して、いいですかね。

○議長（米山千晴君） 藺田議員、今、通告の中の2の1の質問でしょうか。

○5番（藺田豊造君） 2の1の質問でございます。違う違う。済みません。

○議長（米山千晴君） ちょっとその辺、しっかりと質問の内容をわかるようにお伝えください。

○5番（藺田豊造君） 失礼しました。不慣れなものでね、久しぶりにここへ立ったもので、申しわけありませんでした。2の1の質問が終わりましたので……、2の1の質問に入ります。

小山地区には、私、選挙を通していろいろ見ている間、大変に喫緊な課題が残っているじゃないかというふうなものを感じました。こういうふうな山積している問題、大変に喫緊な課題だと思いますけれども、どのような見解をもってこれから解決していくのか、それを町長さんにお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 藺田議員、具体的に質問の趣旨をしっかりと述べてください。

○5番（藺田豊造君） じゃ、もう一度質問し直します。いいですか。

○議長（米山千晴君） 藺田議員、番号を呼名してください。

○5番（藺田豊造君） いいですか。小山の町を見ますと、私が中学時代あるいは成人してから、私達には誇れる町でありました。特に小山の落合、音漕、それから駅通りなどは他にも増して元気な町でありました。その中において、現在の疲弊した姿は目を覆うものがあります。そうしたものに対して、今、町がどのように対策を練っているのか。そういうことについて御質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 小山地区は少子高齢化と人口減少が町内でも最も進んでいる地域でござい

ます。

地域を元気にすることが小山町の元気にもつながっていくことにもなります。

先ほど池谷 弘議員にも御答弁申し上げましたが、小山町のここ10年間の人口の推移の中で、特に成美明倫地区ですが、これは激しいものがございます。数字を見ますと、平成17年から平成26年までの10年間、1,049人が減少いたしております。ここ直近の5年間の平均を見ますと、1年間116人減少と、このような状況下にあるわけでございます。

私の政策提言、金太郎大作戦第2章にも掲げておりますが、まずJ R駿河小山駅周辺の賑わいの創出に取り組んでまいります。

また、健康福祉会館をリニューアルして、健康づくりの拠点とするとともに、多世代交流の場として活用いたします。

更に金時公園に子どもたちが思いっきり遊べるような遊具を設置したり、公園に来た方がくつろげるカフェスペースを設けるなど、交流と賑わいの場を作っていきたいと考えております。

更に、地域の方からアイデア、意見を出していただき策定した金太郎計画2020について、地域の方々と行政が協働によって、できることから計画を実施していけるよう、地域別計画推進協議会を支援し、地域を盛り上げてまいります。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 大変にいい御意見ですが、この中に空き家対策として滞在型に皆さんにここへと住んでもらうとか、そういうことなどは考えておられるのでしょうか。空き家がだいぶ増えましたけどね。

○議長（米山千晴君） 藺田議員、質問が今回の質問の中に提起されておられません。

○5番（藺田豊造君） これは、小山の対策について、私、聞いているんですから。

○議長（米山千晴君） 本来、この一般質問は、御存じのとおり当局とのやはり話し合いをスムーズにさせるために、こういうように皆様方からいただいているものでございますので、質問の内容を確認してください。質問にないものはお答えできないと思います。その辺をよろしく御配慮いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○5番（藺田豊造君） はい、わかりました。

では、2の3に移らせていただきます。町長の政治姿勢のところの3番目。

○議長（米山千晴君） 3番目でよろしいですね。

○5番（藺田豊造君） はい、ようございます。これ、確認する意味がどこか何かあるんですか。

○議長（米山千晴君） 通告されておりますので、これは3番となっておりますので、3番でよろしいですか。

○5番（藺田豊造君） はい、よろしいでございます。

○議長（米山千晴君） では、3番の質問をどうぞ。

○5番（藺田豊造君） 町長にとって、負の遺産というふうなものはどのようなことを意味するの

か。といいますのは、平成20年の高橋町長の新年会において、高橋町長は負の遺産を引き継ぐというふうな県議時代の町長の発言がありました。そのときには、私、追いかけて行って町長に伺ったところ、これはボートピアだというふうな発言をされましたが、その後、町長さんは、これから3番に入ります。いいですかね、一緒に3番に入りますよ。3の1に入りますけど、そのときに果たして負の遺産とは何であるか、それから今度は、その負の遺産を自分で引き継いで賛成者になっている、そのような心理的な変化、どのようなものがあったのか。それについてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 菰田議員の通告ですと、町長にとって負の遺産とはどのような意味を持っているか、一般論として町長の見解を問うと、こういう御質問でございます。これに対してお答えをさせていただきます。よろしゅうございますか。

○5番（菰田豊造君） いや、これは一般論じゃなくて、自分の考え方がどのように変わったか。ここは一般論とまだ言っていないですけどね。

○町長（込山正秀君） 通告ではそうなっているじゃありませんか。

○5番（菰田豊造君） ここに書いてあるとおりですよ、私。

○町長（込山正秀君） 通告ではそうなっているじゃありませんか。

○議長（米山千晴君） 菰田議員、3番の質問で、一般論として町長の見解を問うとここに記されておりますので、一般論としての町長の答弁でございます。

○町長（込山正秀君） 御自身書いてあるじゃありませんか。

○5番（菰田豊造君） いいです、結構です。

○町長（込山正秀君） じゃ、一般論としてお答えしてよろしゅうございますか。

○5番（菰田豊造君） 結構でございます。

○町長（込山正秀君） 負の遺産とは、次世代に押しつけられる未解決の問題や、前任者が責任を果たさなかったために後任者が受ける迷惑を被ることと解釈いたしております。これが2の3の答弁であります。

もう一度、その最後の質問をしていただだけませんか。

○5番（菰田豊造君） 許されましたので、質問させていただきます。いいですか、これ、そのまま質問して。

町長さんが県会議員の頃の話でございます。今、確かに一般論でもって質問していますけれども、確かに元は反対者だと思います。それが賛成になった理由について、どのような心情の変化があったのか。それについて書いてあるとおり質問させていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 通告ですと、ボートピア建設を負の遺産と発言、賛成になった理由とは、こういう御質問ですが、この質問に対するお答えでよろしゅうございますか。

○5番（藺田豊造君） ええ。

○町長（込山正秀君） 私は、そもそもボートピア建設に対して賛成も反対も表明したことはございません。

私の立場で、この問題をどうこう左右させる権限もございませんでした。ボートピアの反対の集会にも賛成の集会にも一度たりとも出ておりません。ただし、私、一色に住んでおりまして、所有財産という、共有する財産がございます。ここの地権者の一人ということで、この土地をボートピアの用地にお貸ししてございます。ということで、このことが賛成というのか、それともこれは村の中での決め事でありますので、流れの中でのお話か、その辺の解釈は、私、人様のお気持ちはわかりませんが、そういう事実はございます。

ということで、先ほど申したとおり、今申したとおり、賛成も反対も表明したことはございません。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） もう少し深くお聞きしたいと思います。町長さんは、前町長と一緒に協定書を、これを破棄すると浜名湖競艇団に言ったと伺ったことがありますが、これについてはそのような事実があったのかないのか。それだけお答えください。

○議長（米山千晴君） 藺田議員、通告にない質問は受け付けられません。通告にない質問でございますので、受け付けられません。

○5番（藺田豊造君） 町長から質問があつて、答えをしてくださいということで、議長から言われることはないです。

○議長（米山千晴君） 今、町長の発言は、賛成も反対したこともございませんということが答弁でございます。それでよろしいでしょうか。

○5番（藺田豊造君） 私は、その答弁に対して疑義があるから申しているんで。それはいけないでしょうかね。

○議長（米山千晴君） いけないのではなく、やはり人の名誉というものがございますので、その辺、十分発言には注意を払ってください。

○5番（藺田豊造君） 大変に長時間にわたり質問しました。大変に不満足でございます。

以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 生活道路である町道の補修について一問一答方式で質問をさせていただきます。

4月に行われた町議選でも町民の皆さんから寄せられた要望の多くに道路問題がありました。国道、県道、町道を問わず、その要望は多様な内容です。町民の皆さんの多くはその道路の管理者が国なのか県なのか町なのかわからないので、道路に関しては一まとめで訴えてきます。

例えば国道や県道では、道路脇に生えた草が人の背丈ぐらいまで伸び、景観上良くないという

レベルを通り越し、見通しが悪いなどの安全上の問題までに至る深刻な訴えも耳にします。また、停止線などの白線が消えかかっている問題などもあります。

それらについては、管理者である国や県にその改善をお願いするしかないわけですが、町道に關した要望も少なくありません。どちらかといえば住民に一番密着した道路は町道です。それがそのまま生活道路であるからです。ここは問題だと訴えのあつた町道のどこが問題なのか、現地に行つて確認してみますと、穴だらけ、ひびだらけの状態だったり、歩道や路側帯に問題があつたり、それこそ様々です。雨が降つた日などは車が通る際にたまった水をはねるわけで、近隣住民や通行人は苦勞しています。

道路補修の担当課である建設課は、各区から上がった要望箇所だけでなく、年度途中でも道路の穴あきの連絡を入れればすぐに対応してくれ、その迅速な態度には感謝をしているわけですが、穴埋め程度の小手先の改修では手に負えない箇所も幾つかあるわけです。

そこで、町道の補修についてお聞きしたいと思います。新東名関連の取付道路や都市計画道路などの道路建設とは別に、既存の生活道路である町道の傷みぐあいをどう把握しており、補修の必要性についてどう考えているのか、町長のお考えを伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

現在、道路資産の増大と道路利用者の良好な道路交通サービスの提供に対する要望から、維持・修繕を中心とする道路保全の役割は重要なものとなっていることは認識をいたしております。

町内の町道路線数は1,512路線であり、全ての路線状況の把握はしておりませんが、いわゆる生活道路等につきましては、道路パトロール、町民の方々の情報から舗装表面の局部的な穴や側溝等の構造物の状況等について確認を行い、緊急を有する案件は迅速な対応をしてまいりました。

また、各地区からの町道に関する要望につきましては、提出された時点で、地区と町による現場確認を行い、要望の実施に向けて要望事項を取りまとめ、更にそれらに優先順位をつけたものを各小学校区ごとに説明会を開催し、各地区の理解を得て実施をしております。そして、その対応結果につきましては、年度末の区長会で報告をいたしております。

なお平成27、28年度の2か年で、交通量の多い57路線を道路ストック総点検事業として舗装点検を行い、その結果に基づいて舗装長寿命化計画を策定し、舗装の維持・修繕に努めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 呼名番号4番でよろしいですね。

○4番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

町道の穴あき補修程度については、町内の各区長さん方から出される要望書をもとに対処されておられると思います。また、それ以外も緊急を要する補修も年に何件もあることと思います。前年度、穴あき補修に関して要望の総数は何件あり、どの程度解決できたのか、数字を挙げて示

していただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 平成26年度の要望のうち、舗装に関する件数は103件となっております。その要望件数に対しまして55件実施をしており、また、地区要望とは別に道路パトロールや町民の方からの通報への対応といたしまして100か所の舗装表面の局部的な穴やひび割れの補修を行っております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きをいたします。

要望件数の103件に対して55件の実施ということです。要望件数の約半数しか応えられていないようですけれども、なぜそれしかできないのか、その理由を教えてくださいたいと思います。また、要望に応えられなかった箇所についてはどうするのか、これも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 建設課に関する平成26年度の要望件数は全体で392件ございました。実施に当たりましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、優先順位をつけ、また各地区の理解を得て実施をしております。その結果として、舗装に関する要望は55件となっております。

また、要望に応えられなかった案件をどうするかであります。今年度におきましても継続案件として要望が出てくると考えておりますので、新規要望と合わせて優先順位をつけ、実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 町道の簡易舗装箇所は亀の甲羅状にひびが入り、ぼろぼろの状態で次々に剥がれ落ちていく現状があったり、穴埋め、穴埋めの繰り返しのためにラクダのこぶ状の箇所も少なくありません。ラクダのこぶ状箇所は菅沼、七曲から阿多野に通じる道路がその代表です。また、足柄、桑木にあるダイヤモンドリゾートマンションに通じる八尊光倫会脇から足柄森林カントリークラブゴルフ場横の道や、当マンションから御殿場アウトレットに通る道は穴だらけで、車の運転に苦労します。スピードを出せば事故につながりかねません。

このマンションの住民の方にお聞きすると、かつては別荘がわりの使い方だったものが、最近では定住方の割合の方が多くなったといいます。道路もそれだけ日常の生活道路使用になったわけです。このようにひどい状況の場所は、長い間その道路を利用する住民は苦労してきているわけです。

そこでお聞きします。町内の町道の簡易舗装は歴史的に見て何年頃やった工事が多いのでしょうか。また、それは既に耐用年数を迎えていると考えていいのかということについて質問をいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 現在、町道の実延長は456キロメートルでございます。そのうち、舗装済み延長は215キロメートルとなっております。工事台帳を確認しますと、各年度、舗装は実施しておりますが、どの年度が多いとは一概には言えません。また、アスファルトの法定耐用年数は10年であることから、その年数以前に舗設しているものが法定耐用年数を迎えていると考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 簡易舗装箇所では亀の甲羅状にひびが入り、ぼろぼろ、次々に剥がれていく箇所を観察しますと、古い道路面を深く削って平らにし、その上から全面舗装する工法ではないように思います。古い道路の上から簡易舗装をそのままかぶせるやり方のように見えるのですが、当時、そのような工法で行っていたのでしょうか、お聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 舗装にはいろいろな工法がございますが、舗装の上にアスファルトを舗設する工法をオーバーレイと呼んでおります。現在もごく普通にこの工法は採用されていると認識しております。

以上でございます。

○4番（高畑博行君） 町民の皆さんの一番身近な生活道路である、これらの町道補修は、一度にできるものではないと思います。町としては、長期的な計画をどのように持っておられるのかお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 先ほどの町長の答弁にありましたように、平成27、28年度の2か年で道路ストック総点検事業として町道の舗装点検を行い、その結果に基づいて舗装長寿命化計画を策定し、舗装の予防的な修繕及び計画的な舗装の更新を実施してまいります。

また、その他の町道は現状確認を行い、状況に応じて補修等の対策を講じてまいります。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 平成27年度予算では、道路改修補修事業費が大幅に減額されました。各区から上がってくる要望に応える道路維持補修事業費は、前年度と同じ3,050万円でしたが、町道整備事業の中の道路改修舗装事業費は、前年度の2,701万円から600万円と大幅に減額されました。この減額の理由は何だったのでしょうか。補正を組んでも増額して、町民の要望に応えるべきと考えますが、その点はどうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 道路改良舗装事業費の平成26年度予算は、町道1478号線外1路線道路改良舗装事業の2億2,000万円が主な事業であります。県管理河川の協議が長引いたことから、本年3月定例会におきまして補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただいており、その点で平成27年度の道路改良舗装事業費が大幅減額となっております。

議員御質問の生活道路である町道の補修につきましては、各地区からの要望に対し、舗装を含めた道路維持補修や道路の安全施設整備を実施する道路維持費で対応しており、予算は昨年度と同額となっております。

限られた予算の中で、町民の要望に応えられるよう効率よく実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 先ほどの答弁にもあったわけですが、区から上がってくる要望件数の半数しか解決できていないわけですから、本来なら当初予算から増額して、住民の要望に応えるべきだと思います。また、年度途中でも補正を組んで対応していくことで、町の誠意を町民に示していかななくてはならないと考えますが、その点はどうお考えになるでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 再質問にお答えいたします。

地区要望につきましては、現在、各地区と現場確認の作業をしているところでありますが、先ほどの回答と重複しますが、限られた予算の中で効率よく実施してまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 町道そのものだけでなく、道路脇の歩道や歩道として利用している側溝ふたの傷みがひどい箇所もあります。小山駅前通りは県道ではありますが、商店の方からこんなことを聞きました。歩道を歩く高齢者が側溝ふたの縁の欠けた箇所に足を取られ転んでしまった。心配して駆け寄ったが、幸いすり傷程度で済んだ。しかし、もし骨折などということになったら大変だということです。確かにそのような場所は思いもよらぬけがに発展する心配もあります。

これらの道路脇補修も早く手をつけていかななくてはならないと考えますが、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 道路施設の不具合につきましては、側溝の改修や側溝ふたの交換等に努め、歩行者の安全確保の対応を講じてまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁について再質問です。

それでは、道路脇の歩道や側溝ふたについても、町道そのものと同様に、区からの要望やパトロール、町民からの通報などに対応する形で、可能な限り迅速に補修するという考えだと理解してよろしいでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 議員御指摘のとおりでございます。

以上であります。

○4番（高畑博行君） この際、町内にある町道全てを調査し、補修の必要の有無を総点検して、補修の優先順位を打ち出す必要があるのではないのでしょうか。各区から上がってくる要望に対応することも大事ですが、町は対処療法的動きだけでなく、町道補修の長期的展望に立った補修計画を確立するためにも、総点検を行う必要があると考えます。

全てが無理というなら、主な町道だけでも総点検してもらえないか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 1,512路線について調査点検をすることは大変困難であると考えます。

先ほど述べさせていただきましたが、平成27、28年度において交通量の多い57路線について舗装点検を実施し、その結果に基づいて舗装の優先順位を含めた舗装長寿命化計画を策定し、対策を講じてまいりたいと考えております。

その他の町道につきましては、道路パトロール等から状況を把握し、部分補修を随時行うことで、当面は対応してまいります。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 町道がきちんと整備されているかどうかというのは、その町のきめ細かなサービスが行き届いているのかどうかというバロメーターの一つでもあります。どうか町民の安心安全に通じることでもありますので、今後の計画的な補修整備と素早い対応を希望して、私の質問を終わりにいたします。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時18分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 池谷洋子君。

○9番（池谷洋子君） 私は2件の質問をさせていただきます。

1件目は18歳まで医療費を助成することについてお伺いします。

中学校卒業までの医療費の公費助成は、子育て世帯から大変喜ばれています。その中、高校生、18歳まで医療費の助成をとの多くの要望があります。それは近隣の御殿場市が既に導入していることもあり、また、急速に進む少子高齢社会にあって、少子化対策は喫緊の課題です。

生まれてきて良かった、住んで良かったと実感できる町を目指し、子育て支援などのさらなる充実は不可欠であります。

子育て世代の若い夫婦が一番幸せであるはずなのに、一番苦しいのが現実ではないのでしょうか。国の施策も子育て支援の拡充の方向へ進んでおりますが、本町独自の上乗せの思い切った子育て支援、子育て応援を実施すべきと考えます。

来年の参議院選挙から導入予定されている18歳選挙権、高校生にも身近なことが政策で実現さ

れることにより、政治に対する意識も増してくると思います。

以上を踏まえ、経済的な負担を軽減し、定住を促進するためにも、医療費助成の対象年齢を18歳まで拡充すべきと考えますが、次の2点について伺います。

1点目、もし制度拡充になった場合、対象者はどれくらい増えるのでしょうか。

2点目、更なる子育て支援として、対象年齢を18歳まで拡大することはいかがでしょうか。

2件目は、「読書通帳」の導入について伺います。

近年、活字離れが指摘される中、子どもに読書に親しんでもらう取り組みの一つとして、読書通帳を導入する動きが各自治体で見え始めています。読書通帳とは、借りた本の記録が預金通帳のように記録されるもので、読書履歴が一目でわかり、子どもたちの読書意欲が高まります。この読書通帳を利用することにより、読んだ本の履歴がたまる楽しみが増えるとともに、図書館に足を運び、読書へのきっかけを作ることにもなります。

また、利用者や貸し出し冊数のさらなる増加にもつながると期待します。

家族で休日は図書館に行き、それぞれ好きな本を借りてくる、とてもすてきな休日だと思います。子どもとのコミュニケーションもとれる機会です。何といても読書は私達をいまだかつて知らない広々とした世界に案内してくれます。

文部科学省が事業委託するICT、情報通信技術を活用した読書通帳による読書大好き日本一推進事業によりますと、読書通帳の効果は大変大きく、実績報告書に、調査対象の中学校で導入したところ、学校図書館への来館者が約3倍に増えたという記載があるくらいです。このため、小中学生に無償で通帳を配付している自治体もあり、夏休みになれば図書館に配置された機器の前に列を作る子どもたちの姿が見られるという自治体もあるそうです。

また、埼玉県越生町の町立図書館では、昨年7月から町内の全小中学生に手づくりの読書通帳と貸し出しスタンプカード、これを学校を通じて配付し、好評を博しているそうです。手づくり読書通帳は、冊子で読み終えた本のタイトルや著者名、感想、評価などを62冊分記録することができ、貸し出しスタンプカード30枚は町立図書館で本を借りるごとにカウンターで1日1回1枚押印されます。全て押印されたスタンプカードを担当教諭に提出すると、児童・生徒に図書館から学校を通じて500円分の図書券と賞状がプレゼントされます。新たな読書通帳やスタンプカードは図書館でもらえます。同館によると、8月の貸し出し数は、前年同月と比べて児童書が3割、絵本は4割増しと大幅に伸び、読書通帳をわずか1か月で埋めた児童もいたそうです。

本町も図書館と学校側で連携し、読書に挑戦する児童・生徒に対し、金太郎表彰などを行うことにより、一層読書意欲向上への高い効果が期待できるのではないのでしょうか。読書は感性を磨き、表現力を高め、更には想像力を豊かなものにするとされており。

以上を踏まえ、読書意欲向上対策と読書通帳の導入について、町の考えを伺います。

以上、2件の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えいたします。

はじめに、18歳まで医療費を助成することについてのうち、こども医療費の対象年齢を18歳まで拡大することについてであります。

こども医療費助成制度は、子育て世代の負担軽減を図り、子どもの健やかな成長に寄与することを目的として、1歳未満児の通院、未就学児の入院医療費を対象に平成7年度にスタートいたしました。

その後、段階的に対象年齢等を拡充し、平成20年度からは中学生までを対象とし、食事療養費標準負担額を含めた入院と通院に係る保険診療負担分全てを助成対象としております。

対象年齢は、こども医療費の財源の一つであります静岡県のこども医療費助成事業補助金の対象年齢が中学生までとなっているため、現状では県の補助制度に合わせた対象年齢としております。

平成27年度当初の県内の状況では、35市町中30市町が当町と同様に、対象年齢を中学生までとしております。

また、県では、通院1回につき500円、同一医療機関で1か月につき4回まで、入院1日につき500円の自己負担金の徴収について補助基準として規定をしておりますが、当町を含め県内8市町では自己負担金を徴収しておりません。

更に当町では、県の補助対象外である入院時の食事療養費標準負担額を対象に加え、子育て世代の経済的負担の軽減と重症化予防に努めているところであります。

今後、こども医療費の対象拡充につきましては、県内市町の助成動向を注視するとともに、県の補助制度に変更があった場合には、それに合わせた拡充を検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、教育長、担当課長から答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 18歳まで医療費を助成することについてのうち、18歳まで制度拡充となった場合、対象者はどれくらい増えるのかについてであります。

平成27年3月31日現在の受給者数につきましては2,586人ですが、対象年齢を18歳まで拡充した場合、16歳が161人、17歳が190人、18歳が189人で、合計540人増えることになります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 読書通帳の導入についてであります。

読書通帳とは、本の貸し出し履歴を銀行預金通帳型などの手帳に読書履歴等を記帳するものです。専用の機械を利用し印字するものや、職員が手書きするもの、借りた本の記録をシールに印刷して貼るものなど、様々なシステムがあります。ある統計によりますと、機械で印字できる読書通帳のシステムを導入している公立図書館は全国で11か所ありますが、静岡県内では島田市の

島田市立図書館のみとなっております。

現在、小山町立図書館は、平成27年4月1日からの指定管理者制度導入に伴い、ビル保善・シンコー・よしもと運営グループによる管理運営を行っており、さらなる住民サービスの向上を目指しているところであります。

現在使用している図書館システムのリース期間が9月末で終了することから、指定管理者の提案による図書館システムの更新を予定しているところであり、この更新に合わせ、機械で印字できる読書通帳システムを導入することとしております。

読書通帳の導入により、住民サービスの向上はもとより、読書履歴が積み上がることで達成感を刺激し、更に読書意欲の向上により図書館の活性化にもつながりますので、読書通帳システムの稼働に向け調整していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 読書通帳の導入についてのうち、図書館と学校側と連携した子どもの読書意欲向上についてであります。

町内の小中学校の学校図書館の状況や読書活動であります。教育委員会では町長マニフェストにありますように、学校での読書活動を支援するため、4人の図書館支援員を配置しております。この図書館支援員は定期的にそれぞれ担当の学校を回り、子どもたちからのリクエストに応えたり、オススの本の紹介、あるいは学校図書館の環境整備などを行い、子どもたちが更に読書に意欲を持つよう工夫しているところであります。

子どもたちの心身の発達に読書は欠かせないものでありますので、教育委員会としても強く押し進めております。

更に、それぞれの学校でも、校務分掌で学校図書を担当する教師を中心に、学年ごとの発達に合わせた創意工夫をして、図書カードなどを活用し、全校集会で表彰をしたり、読書数ランキングを掲示するなど、読書意欲の向上に努めているところです。

図書館との連携という面でいえば、各小中学校に町立図書館の団体カードを備え、学校にない本でも速やかに町立図書館から借りることができます。本年度からは、先ほど申し上げました4人の図書館支援員にも団体カードを発行して、より子どもたちのリクエストに応えられるようにいたしました。

表彰についてであります。現在でも各学校でそれぞれ工夫を凝らして表彰などを含め、読書意欲の向上のために取り組んでいますので、学校の主体性を大事にし、教育委員会として表彰することは、現時点では考えておりません。

以上であります。

○9番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

はじめに、1件目の18歳までの医療費を助成することについてです。

町長、やはり高校生を持つ親が一番お金がかかるのが現状です。私は安全・安心・福祉のまちづくりを政策に掲げてきました。親の安心は子どもの健康、そして無事故であります。子どもが重い病気にかかれば、どんなことをしても治してあげたい。しかし、現実としてお金がかかる。町長の答弁は、県の補助制度に合わせた対象年齢としているとのことでしたが、先ほど申し上げましたように、本町独自の思い切った子育て支援をすべきと考えます。

若いお母さん方の会合に行くと、決まって出るのはどこの地域が一番子育てがしやすいか、これが話題になっています。今こそ町長の所信表明である小山町を金太郎のように元気な町にする、金太郎大作戦を実現する 때가 来ました。まずは小山町の宝である18歳までの全ての子どもたちの健康を守っていかうではありませんか。再度町長にお伺いいたします。

次は、2点目の読書通帳の導入についてです。

教育長の読書通帳を導入するとの答弁を伺い、近隣市町の中でも本町がいち早く導入できることは大変大きな意義があると思っています。そこで、再質問をさせていただきます。

まず読書通帳の導入時期と内容、運営方法はどのようになるのでしょうか。また、読書通帳の周知、徹底方法などについても併せてお伺いいたします。

以上、再質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 先ほど答弁に申し上げたとおり、35市町のうち30が県の補助制度に合わせていると、こういうことでございます。ということで当町もそういう形で、県の推移を見ながら検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

読書通帳の導入時期についてでございます。こちらにつきましては、教育長の答弁にもございましたが、図書館システムの更新に合わせ、10月を目途に考えております。

また、詳細な内容、運営方法につきましては、今後、調整をしてみたいと考えております。

続いて、周知徹底についてでございます。こちらにつきましては、広報等を利用いたしまして、町内外に向け広く周知をしていきたいと考えてございます。

以上であります。

○9番（池谷洋子君） 再々質問ではございませんが、住民が小山町は良いところだと実感できるよう、行政も議会も頑張っていきたいと思っております。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、7番 渡辺悦郎君。

○7番（渡辺悦郎君） 本日は2項目について当局のお考えを一括質問一括答弁方式にて伺います。まず、観光施策についてであります。

富士山をはじめ、多くの観光資源を持つ小山町は、数多くの観光事業等取り組んでいることは

理解しているところであります。

滞在型観光推進をはじめ、富士山五合目ビジターセンター事業、駐車場の整備、町の景観づくり、サイクルスポーツ等を打ち出して、地域における観光振興を図ろうとしていることは素晴らしいことと考えております。

現在、ＪＲとも連携した企画もあり、町を訪ねるハイカーの数も増加していると聞いております。また、富士箱根トレイルをはじめ、子どもから高齢者まで楽しめる多くのコースが良いとハイカーからのこれも聞こえてきております。

歴史と文化の町小山町には、鎌倉往還や足柄古道があり、昨今、ツアー等で観光客も数多く見受けられます。

まず、鎌倉往還についてであります。現在、富士山周遊ツアーの場合には、数十名が参加しているようです。浅間神社横は整備されておりますが、須走交番前から一本ケヤキ、須走南交差点のところまでですけれども、この区間が荒廃しており、危険な部分もあると聞いております。この区間の整備計画はあるのか伺います。

次に、足柄古道でございます。足柄古道は数名のグループ等のハイカーが数多く見受けられます。去る30日にも南足柄市と協賛でツアーが行われましたが、盛況だったと聞いております。足柄史跡を守る会等との連携により、ある程度の整備はなされているようですが、諸所に修理が必要ではないかとの声もあるようですが、足柄古道の整備方針について、当局の考えを伺います。

2つ目の質問でございます。

地域商店街の活性化についてでございます。報道等でも取り上げられておりますが、人口減少に伴い、地方の商店街の衰退は日ごとに進んでいるように感じております。人口減少により消費が減少し、事業収益も減収、経営難の中、商店主の高齢化も相まって、廃業される店もあると聞いております。

かつては御殿場をはるかにしのいだ町であり、そこに存在していた商店が廃業することは、住民にとって不便を感じるわけであります。町内でもスーパーが営業している明倫地区を除き、生鮮三種（青果、鮮魚、精肉）をどうにか確保できている状況だと認識をしております。

町も商工会と連携し、様々な施策を講じていることは、去年の12月定例会での答弁で理解しているところでありますが、今回は事業評価と27年度の取り組みについて伺います。

以上、2点でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、地域商店街の活性化についてであります。

御質問の、町と商工会の連携した取り組みにつきましても、去年の12月議会でも答弁しておりますので、重複する部分もあるかと思いますが、主な事業について御説明をいたします。

まず、タウンマネジャーの配置についてであります。この事業は、商工会が県の地域商業パワ

ーアップ事業を活用して、県、町、商工会がそれぞれ事業費の3分の1の負担を基準として実施するもので、商店街の活性化を図るために平成25年度から取り組んでおります。

事業の実績としまして、平成25年度は商店街の空き店舗の実態調査と町内の飲食店の食べ歩きを楽しむ「小山ちょっとバル」を行いました。「小山ちょっとバル」は初めての取り組みでしたが、27の飲食店が参加するなど話題にもなり、また、チケットを購入した参加者には、町内の店舗を知っていただく良い機会になったと聞いております。

平成26年度では、第2回「小山ちょっとバル」と経済産業省の補助金を活用した小山町映画祭を同時開催しております。

小山町映画祭はフィルムコミッションが盛んな小山町をイメージするため、映画のロケ地にもなりました豊門公園をメイン会場として開催され、町内で撮影された映画が上映をされました。

また、小山ちょっとバルでは、小山地区と須走地区を結ぶシャトルバスも運行され、参加者への配慮が感じられました。

このイベントの開催に当たり、商工会ではタウンマネジャーを核とした実行委員会を組織し、会員とタウンマネジャー双方の意見交換が活発に行われ、新しい視点からの活性化対策として事業が実施されました。

このため、町では平成27年度も引き続きタウンマネジャー配置事業について支援していくこととしております。

次に、町の駅金太郎の運営についてであります。

これは、平成24年3月に駿河小山駅が無人駅となり、構内にあった売店も撤退したことから、駅利用者へのサービス低下が心配され、商工会に相談した結果、実現したものであります。

町の駅金太郎は、小山地区の商店を中心に組織される小山町共栄会が運営者となり、平成25年7月から町の観光案内所の一部を使用して、土産物や生鮮品、日用品などを販売しながら、商品の宅配、観光案内も行っております。

町の駅金太郎の開設は、駅を利用する通勤通学者や観光客の利便にもつながるだけではなく、近隣の皆さんには身近な場所で買い物ができる場の提供となっていることから、駅前の活性化につながる取り組みだと考えております。

次に、プレミアム商品券の発行についてであります。

プレミアム商品券は、町が補助することで一定の割引をして商品券を販売するもので、平成21年度から継続的に実施されております。プレミアム商品券は、その割引率から人気も高く、毎年多くの方に購入されております。

事業の効果としましては、利用先が町内の事業者に限られていることから、町内の消費喚起に繋がり、一定の消費を押し上げているものと考えております。

平成27年度の計画では、国の地方創生事業の補助金を活用し、20%のプレミアム付商品券を6,000万円分発行することから、大きな経済効果があるものと期待いたしております。

以上が、主な町と商工会の連携した取り組みの施策と成果になりますが、町では、これからも商工会と連携を密に、その活動を支援し、また、各商店などの要望を聞くなどして、より効果的な支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当課長から御答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 鎌倉往還と足柄古道の整備の推進についてお答えいたします。

鎌倉往還の整備については、平成20年度にまちづくり交付金を活用し、富士浅間神社横の一部区間158メートルを整備しております。

しかしながら、鎌倉往還については、現在のところ、どこに位置していたのかははっきりしておらず、推測される場所はあるものの、ルートの詳細はよくわかっておりません。そのため、鎌倉往還としての実態が把握できていない状況でありますので、現状では須走交番前から一本ケヤキまでの区間を観光施設としてハイキングコース等の整備を行うことは考えておりません。

しかし、この道を利用される方々もおられることから、歩行には支障のないよう、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、足柄古道の整備についてであります。

現在、町ではハイキングコースの維持管理について担当する範囲を決め、地域の団体等に業務を委託しており、御指摘の足柄古道につきましては、足柄史跡を守る会に巡視及び整備を委託しております。

この業務委託では、巡視を年2回実施し、整備については遊歩道両脇の草刈りを年1回以上、更に巡視に基づく危険箇所や補修の必要箇所の整備を、限られた委託料の中で随時実施していたいております。

しかし、この業務委託をお願いしているそれぞれの団体だけでは対応し切れない箇所もあることから、昨年度の富士箱根トレイル推進協議会の席上、多くのハイキングコースが富士箱根トレイルへのアクセスルートになっていることもあり、団体の枠を超え、ボランティアを募り、そういった箇所の修繕等維持管理をしていこうということが提言されました。

このため、今後、この趣旨に賛同していただけるボランティアを募り、富士箱根トレイル推進協議会のメンバーを中心として、(仮称)トレイル整備隊を結成していただき、ハイキングコースの積極的な維持管理に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○7番（渡辺悦郎君） 詳細にわたって答弁、ありがとうございました。

地域商店街の活性化についてでございますけれども、より一層住民、商店主、商店会、商工会、これを連携しながら、前向きに講じられることを念じます。

また、観光施策についてでございますけれども、自然豊かで歴史と文化の町小山町をより多くのハイカーに訪れていただき、楽しんでもいただくために、限りある予算、人材等により環境を保

持しつつ、安全性を保持しつつ、より一層整備を推進していただくことを念じ、質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、6番 阿部 司君。

○6番（阿部 司君） 本日は、コミュニティバス等運行の一部修正についての1件の質問をさせていただきます。

現在、小山町において、町民の皆さんの利便性向上や学生・お年寄りの皆さんのためにコミュニティバスを運行しているわけですが、時折すれ違うバスを見ると、全く人が乗っておらず、まるで空気を運んでいるようでもったいないという人が数多くおります。

3月議会の一般質問において、高畑議員がコミュニティバスと調査運行バスの中間検証について質問し、調査運行バスは以前の巡回バスの方が使いやすかったという声が多いと言っております。

私は、今回の後援会活動や選挙活動を通じ、多くの方々から、是非バスを通してもらいたいとの意見をいただき、役場の関係者に話をしていくのでもう少し待つてほしいと話をいたしました。

所領を経由してあしがら温泉に行くバスがないので、この地域の人にはまさに小山町の孤島に住んでいるようだと言う人もおりました。年に1度温泉の券をもらっても、バスも通っていないので使うこともできず、これでは券をもらっても何の意味もないとか、先ほど梶議員からも質問がありましたが、このままだったらお金でももらった方がよっぽど助かるという人もおり、嘆いている人もかなりおりました。

住んでおられる方々の状況を見ると、ひとり暮らしや体が不自由な年配の女性の方々が多く、どうしてもやることもできないといった状況の人が多いうように思われました。

そもそもコミュニティバスの運行については、学生やこのような人々を手助けし、快適で潤いのある生活が送れるようにとの目的もあって運行している一面もあると考えます。

年間の費用も約3,500万円を想定しており、国や県の補助金をいただいても、実質約2,500万円弱の負担となります。したがって、高額なお金をかける観点からも、より町民の皆さんに喜んでもらえるようなコミュニティバスの運行にしなければならぬと思うのであります。

アンケートによれば、非常に満足、満足を合わせ、約79%の方から満足との評価を受けたと書かれておりますが、乗る機会がなければアンケートを書くことすらできないわけであり、今年の9月までに調査を進め、10月以降調査運行結果をもとに、町地域公共交通会議で協議するとあります。

このままの運行では多くの町民の方々からの有益な意見を聞くことは余り期待できません。今まで蓄積したデータを再度よく分析し、ほとんど乗っていない路線や時間帯があれば、今まで通っていない路線に一部振り分けて運行させる等の修正が必要であると強く感じたのであります。

もし、それが不可能であれば、週に1度あるいは月に1、2度程度の特定の日を定め、温泉行きや買い物専用のバスを運行させたらどうかと思うのであります。

時刻表を変えなければならないとか、富士急との再度調整が必要等の面倒なことも想像できますが、より良いコミュニティバスの運行にするためにも、また町民の皆様により快適な生活を送っていただくためにも、更に一步努力する必要があると考えます。

業務多忙な中、大変とは思いますが、今申した事項をぜひ前向きに検討していただき、その実現に向けて頑張っていただきたいと思うのであります。

そこで、次の質問をさせていただきます。

先ほど提案した事項を実行する上で、大きな問題点やネックとなる事項はほかに多くありますか。

2点目、特に調査運行バスの現在までの問題点や利用状況について教えていただきたい。

3点目、今までコミュニティバス等運行の状況を何度か現場で確認したり、視察等されましたか。

4点目、9月まで調査し、事後有料化に向けて協議するとありますが、財政や効果・効率性の面からあるいは将来の持続性等について大いに検討する必要があると思われるのですが、現時点ではどのようにお考えですか。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 阿部議員にお答えいたします。

はじめに、コミュニティバス等運行の一部修正のうち、有料化に向けた協議と現時点での考えについて、先に私からお答えをいたします。

昨年10月から、すばしり、あしがら、くわぎの3ルートで運行しておりますコミュニティバスは、小山町地域公共交通会議で検討を重ね、昨年5月に策定された金太郎公共交通計画に基づき実施しているものであります。

この計画策定に当たっては、町民や利用者のアンケート調査及び小学校区ごとの地域別懇談会を実施して、幅広く意見をいただいているところであります。

また、この計画の中で、運行方法を検討する必要がある重点地区として定めた成美・所領地区においては、当地域の重要な利用動向を調査検証するため、現在、ワゴン車により昨年10月から1年間の無料調査運行を実施しているところであります。

今までの調査運行の利用状況とアンケート結果、直接いただいている御意見から、成美・所領地区を中心とした地域内の運行の実施、小山地区と足柄地区・あしがら温泉等を結ぶ路線の新設を、新たに検討していくことが必要であると考えております。

今後、現状と課題を整理、分析するとともに、対象となる地域のアンケート調査を実施するなど、10月以降の有料化に向けて、地域公共交通会議において協議してまいります。

一方、現在3ルートで運行しておりますコミュニティバスは、路線バスとしては採算がとれず、運行できない区間、時間帯を補う路線として、国・県の補助を受けながら運行しております。

また、町内の路線バスについては、利用者の減少のため、ほぼ全ての路線において、国、県、町の補助がなければ運行を維持できない状況となっております。

しかし、国・県の補助は既に上限額となっており、これ以上町の負担を増やさないためには、路線バスとコミュニティバスとの連携、利用促進による運賃収入の確保が大きな課題となっております。

更に人口減少が進む中、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくためには、公共交通の取り組みだけでなく、都市計画、商業振興などのまちづくりと一体となった施策を進めていかなければならないと考えております。

その他の御質問につきましては、担当課長から御答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） コミュニティバス等運行の一部修正についてのうち、はじめに提案事項を実行する上での大きな問題点やネックとなる事項についてでございます。

現在の路線及びダイヤの変更等をするに当たっては、利用されている方の行き先や利用時間帯が様々であることから、利便性を低下させないことや、新たに公共交通の空白地域を生み出さないことなどを考慮しなければなりません。したがって、公共交通計画にも定めてあるとおり、利用動向を十分に評価・検証した上で、改善に向けた取り組みをしていくことが必要でございます。

次に、調査運行バスの問題点や利用状況についてであります。

はじめに、利用状況等について説明いたします。

昨年10月から今年3月までの6か月間において、1日平均23.9人、延べ1,819人の方に御利用いただきました。日によってばらつきが大きく、1日最多で57人、最小で7人となっております。

主な行き先は生涯学習センター、金融機関、農協・スーパー等、医療機関、御殿場方面への乗り継ぎとなっております。利用されている方のおよそ7割が70歳以上の女性で、また、8割が運転免許を保有していない方で、移動手段として公共交通に頼らざるを得ない状況にあります。

次に、問題点についてであります。

半年間の調査運行で約500万円、1人1回の乗車当たりに換算しますと約2,700円の経費がかかっております。

調査運行のアンケートでいただいております時刻変更や運行本数の増、小山地区と足柄地区・あしがら温泉を結ぶ路線の拡大などの要望に応えるためには、車両を増やす必要があり、国・県の補助が見込めない中、経費が更に増えることが問題点であると考えております。

次に、コミュニティバス等運行の状況や現場での確認、視察等についてでございます。

役場本庁を拠点として運行している調査運行バスは、乗車状況を見ることができるよう、その都度確認しております。

また、小山町地域公共交通会議を今まで開催した中で、コミュニティバスや路線バスの時間に

合わせて生涯学習センターと須走支所において会議を開催し、公共交通会議の委員である区長様、国や県の担当者、そしてアドバイザーの大学教授には2回乗車して状況を見ていただいております。町長戦略課の担当も同様に乗車して、状況を確認しております。

以上であります。

○6番（阿部 司君） 再質問をさせていただきます。

1点目は、現時点でどのように考えているかについてであります。答弁によれば、無料調査運行をしている地区については利用状況やアンケート結果、直接いただいている意見から、地域内の運行の実施や路線の新設を新たに検討していくことが必要であるとの答弁でございました。ぜひ現状等を分析していただき、対象地域のアンケート調査を確実に使用し、空白地域を生み出さないよう、検討・協議していくという理解でよろしいですか。

以上の1点の質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 阿部議員にお答えいたします。

阿部議員のおっしゃるとおり、先ほど町長が答弁で御説明させていただきました調査運行している地域におきましては、10月からの有料運行に向けて、公共交通会議において十分検討・協議してまいります。

以上であります。

○6番（阿部 司君） 2点目の再質問は、懸案事項を実行する上での大きな問題点等についてであります。利便性の問題や新たな空白地帯を生み出さない等を考慮しなければならず、利用動向を十分に評価検討して、改善していくとの答弁でありましたが、このまま修正せず運行したのでは、大した利用動向等把握できないような感じがするんですが、いかがでございましょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 調査運行のバスの利用状況を正しく分析するためには、四季を通じて、その乗車状況を把握する必要があると、公共交通会議で決定し、調査期間を1年といたしております。また、これから路線や運行時刻、運行日などを修正するとなると、修正案の路線等を決定するための協議ですとか利用者への周知に時間を要し、修正後の評価を検証するための期間が大変短くなってしまうと思います。したがって、現在の調査運行を9月まで行い、昨年の10月からの乗車状況について十分評価検証した上で、本年の10月からの有料による運行計画に十分反映させていただきたいというように考えております。

以上であります。

○6番（阿部 司君） 要するに、今回は修正をしないで、9月まで現状のままで運行したいと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 議員の申し上げたとおりでございます。

○6番（阿部 司君） 最後に、調査運行バスの問題点や利用状況については理解はできました。

私が提案させていただいたのは、車両を増やすとか経費をもっと増やしてほしい、そういうことではなくて、今ある計画の中で、1日7人とか空気を運んでいるようなバスを、もっと効果的、効率的に運用し、移動手段として公共交通に頼らざるを得ない空白地域の方々がもっと快適に暮らせるようにしてあげなければとの思いで質問させていただいたわけであり、より良い調査運行バスになり、町民の皆さんに喜んでもらえるよう、これからも大いに検討していただくことをお願いして再質問を終了いたします。

○議長（米山千晴君） お願いがございます。ただいま、ちょっとマイクに触れたようでございますので、マイクがちょっと故障したようでございます。マイクにお手を触れないようにお気を付けくださいませ。

次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 今年4月1日からの新制度になりました小山町の新教育委員会制度について質問いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が今年4月1日に施行されました。小山町でも教育委員会が新制度で発足されました。

教育委員会制度につきましては、皆様御承知のように、戦前の反省から、市町から独立した組織として、戦後発足しました。職員の皆さんが教育委員会事務局勤務の場合、出向すると今でも言われております。また、戦後の発足当時は、教育委員会の公選制が敷かれてましたが、この難しさなどから廃止され、任命制となりました。

これら以外にも、そのときどきに様々な改正が行われ、だんだん変化して、昨年度までの制度となったわけであります。例えば学校運営協議会の制度化、保護者委員の任命の義務化、教育委員会の点検、評価の義務化、国の関与の強化などの改正が挙げられます。いずれにしても、行政部局からの独立と教育の専門家でない一般住民の意向が教育に反映することの大切さが教育委員会制度の考え方の基礎となっているように考えます。

このような中で、教育をめぐる様々な課題を迅速に責任を明確にして解決するため、昨年法律が改正され、今年4月1日より施行されることになりました。

そこで、教育長にお伺いします。教育委員長と教育長を一本化した狙いについて、また、いわゆるレイマンコントロールの考え方についてなど、新教育委員会制度の概要及び新旧の相違点、共通点をお教えてください。

次に、町長にお伺いします。新教育委員会制度では、総合教育会議の設置及び教育に関する大綱の策定などについて、町長のかかわりが規定されております。先日の臨時会における町長の所信表明には、教育について触れられておられませんでした。町長におかれましては、総合教育会議の取り上げるべき議題について、どのようにお考えになっておられますか。また、教育に関する大綱の策定について、どのようにお考えか伺いたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 佐藤議員にお答えをいたします。

小山町の新教育委員会制度のうち、総合教育会議で取り上げるべき議題と教育大綱の策定について、先に私からお答えを申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本町におきましても私と教育委員会が相互の連携を図りつつ、教育行政を推進するため、本年４月１日に総合教育会議を設置いたしました。

去る５月２７日には、第１回目となる総合教育会議を開催し、会議の運営方法や教育に関する大綱の策定に当たっての考え方、本年度の開催予定について協議をいたしたところであります。

はじめに、総合教育会議で取り上げるべき議題についてであります。

総合教育会議では、大綱の策定に向けた協議を行うとともに、教育条件の整備に関する施策、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育のあり方及びその他の連携、福祉部局と連携した総合的な放課後対策などについて協議を行うこととしております。

また、児童・生徒等の生命または身体に被害が生じ、またそのおそれがある場合など、緊急の場合には、随時講ずべき措置についての協議を行うこととしております。

次に、大綱についての考え方についてであります。大綱には町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や方針を定めることとされており、策定後は、これに基づいて教育行政が進められることになっております。

このため、大綱は小山町にふさわしい、例えば私のマニフェストに掲げた、金太郎のようなたくましい子を育てる教育を推進するためのよりどころとなるようなものになりたいと考えております。

策定に当たりましては、来年度からスタートする総合計画後期計画や、地方創生のための総合戦略との整合性も図る必要があることから、今後、総合教育会議での協議を重ね、本年度中に策定してまいりたいと思います。

その他の質問につきましては、教育長から御答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 佐藤議員にお答えします。

小山町の新教育委員会制度のうち、教育委員長と教育長を一本化した狙いについてであります。

本年４月１日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の目的は、これまでの教育委員会制度が抱えている課題の解決であると考えております。

国での議論における課題を具体的に挙げますと、例えば教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいであるとか、教育委員会会議が形骸化しているであるとか、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていないなどがあります。

これらの課題に対応するために、今回の法改正が行われたわけですが、この改正には４つのポ

イントがあると理解しております。

1点目は教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置です。2点目は、教育委員会のチェック機能の強化と会議の透明化です。3点目は、総合教育会議の設置です。最後、4点目は、教育に関する大綱を町長が策定することです。

これらの改正により、教育行政における責任体制の明確化や教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築を実現しようとするものであり、これが今回の改正の狙いであると理解しております。

次に、いわゆるレイマンコントロールの考え方についてであります。

今回の改正によって、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長と非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映するという、いわゆるレイマンコントロールの考え方は変わっていないと考えております。

更に、法改正後も教育委員会は引き続き執行機関であり、総合教育会議で協議調整は行われますが、最終的な執行権限は教育委員会にあることから、政治的中立性も確保されるものと考えております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 再質問をさせていただきます。

今回の改正された法律では、経過措置ということで設定されておりますが、近隣市町においても、まだこの新制度に移行していないところもございます。本町が今年度4月1日に施行とされた、この理由といたしますか、これを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育部長（田代順泰君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

いろいろな考え方があるわけですが、従来、小山町の教育委員会は教育長並びに教育委員長、良好な関係の中で教育委員会会議そのものを運営しておりました。今回、法律改正の趣旨から考えまして、それほど、さほどの変更ではない、それから教育委員の皆様の意見を総合したところ、この4月1日、法改正とともに新制度に移行することについて異議がございませんでしたので、町長と相談をしながら、4月1日に移行したものであります。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 再々質問ということではありません。

大変懇切丁寧な御答弁をいただき、大変ありがとうございました。町民の新教育委員会制度への理解が、多分かなり深まったものではないかなと、そのように考えております。これからも安定した小山町の教育を続けるために、新教育委員会制度を十分に活用して進めていただけることを希望して、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（米山千晴君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月19日金曜日 午前10時開議

議案第36号から議案第39号までの4議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後3時31分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 鈴 木 豊

署 名 議 員 高 畑 博 行

平成27年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成27年6月19日（第3日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	高畑 博行君
	5番	藺田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	渡辺 悦郎君	8番	梶 繁美君
	9番	池谷 洋子君	10番	込山 恒広君
	11番	真田 勝君	12番	池谷 弘君
	13番	米山 千晴君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	小野 学君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
町長戦略課長	長田 忠典君	総 務 課 長	小野 一彦君
未来拠点課長	遠藤 正樹君	おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君
税 務 課 長	池田 馨君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	米山 民恵君	防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	前田 修君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	野木 雄次君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長	大庭 和広君	総務課長補佐	渡辺 辰雄君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君

閉 会 午前10時40分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第36号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第37号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第 3 議案第38号 平成27年度小山町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 議案第39号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 小山町議会広報対策特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 6 小山町議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 7 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 8 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第 1 同意第 5 号 小山町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第 2 選挙第 7 号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第36号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第37号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について

日程第3 議案第38号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第39号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第36号から日程第4 議案第39号までの議案4件を一括議題とします。

それでは、6月4日に、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） ただいまから、6月4日、総務建設委員会に付託されました、当局提案の4議案の審議の経過と結果について御報告いたします。

6月11日、午前10時から、会議室におきまして、当局から副町長、関係部課長及び副参事、議会から委員6名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第36号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第37号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についての2議案は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第1号）について報告いたします。

委員から、ふるさと納税に関して、各自治体は寄附金の額によって返礼品の種類が異なるが、町はどのような形を取るのか。との質疑に。

具体的な返礼品などは検討中ですが、寄附金の額によって区分を分けて返礼品を贈りたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、現在考えている返礼品とする特産品や特典は、何種類あるのか。との質疑に。

今後、町内企業・商店等に声をかけていくので、種類までは決まっていません。との答弁がありました。

委員から、小山だからこそできるソフト事業は考えているか。との質疑に。

今後、企業等へ回り、支援をしていただくとともに活用できるようお願いしたいと考えていま

す。との答弁がありました。

委員から、町のホームページやふるさと納税関連の投稿ツールを利用することが一番効果的である。どのようにSNSを使ったアピールの仕方を考えているか。との質疑に。

ふるさとチョイスというふるさと納税専門のポータルサイトがあり、今回の補正予算に利用料を計上し、ポータルサイトで全国的にPRしていくことを考えています。クレジットカードの活用が重要であると考え、併せてヤフー公金払いについても準備を進めています。との答弁がありました。

委員から、ふるさと納税の事業を進めるに当たり、どのようなスタッフ構成を考えているのか。との質疑に。

商工会と連携することで、事務については商工会に実施していただけるよう協議調整しているところです。との答弁がありました。

委員から、ふるさとチョイスへ掲載する時期、返礼品の決定時期はいつ頃を考えているか。との質疑に。

9月1日スタートを目指し準備を進めています。返礼品決定時期は、掲載時期に間に合わせるため、8月中旬を目途に最終決定したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、特産品をどのような形態で出すのか。小山町として認定できるような団体をつくって、そこで生産されたものとして表示し、返礼品とした方が望ましいのではないかと。との質疑に。

返礼品は、取り扱っている商店や企業から直接寄附者へ送付する仕組みを考えています。生産表示が個人名とならないよう組合などをつくって実施することについては、今後、研究したいと思います。との答弁がありました。

委員から、ふるさと納税の本来の趣旨は、寄附によりその地の活性化を願うということであると思う。その点の検討は。との質疑に。

寄附金の使い道については、例えば町の観光や教育などに関する事業について、現在検討しています。との答弁がありました。

その他、各委員から返礼品について、御殿場コシヒカリ、水かけ菜など具体的な事例について参考意見がありました。

次に、委員から、土地改良事業費、八重桐の池給水管仮設切り回し工事の詳細は。との質疑に。

新東名高速道路の工事区域に、農業用施設の給水管及び加圧ポンプが入るため、切り回しと移設する工事です。との答弁がありました。

委員から、農業振興費の経営体育成支援事業補助金の詳細は。次年度以降は当初予算に計上されてくるのか。との質疑に。

これは県の補助事業です。対象の方は、町内の認定農業者で、吉久保地区の2名の方からの申請によって補助金を計上しています。内容は、本人が農業機械を購入するための事業費の10分の3に相当する額を県が補助します。この県の補助額を小山町が受け、そのまま小山町が申請者に

交付する制度となっています。今年度は申請時期により、当初予算に計上できませんでした。次年度、対応が必要な場合は、当初予算から計上したいと考えています。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

委員から、用沢の地域は、県の家・庭一体の住まいづくりと同様な位置づけとなっていくのか。そのことにより県の支援も受けやすくなるのでは。との質疑に。

南藤曲について、県からの助成金はありません。どのように整備していくかについては、今後検討したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、町が関与する宅地の数の目標値と、いつ頃までに実施するのか。との質疑に。

今後、町が分譲していく宅地数の目標数値は特にありません。との答弁がありました。

委員から、用沢の土地での宅地供給数は、どの程度を考えているか。との質疑に。

標準区画を60坪程度で整備したとすれば、20区画程度が整備できると考えています。との答弁がありました。

委員から、きたごう保育園跡地の宅地造成の考えは。との質疑に。

現時点で、具体的な土地の活用について決定がありません。との答弁がありました。

委員から、今回、7,000万円の地方債で起債をしている。今後も全て起債を起こしていくのか。他の財産収入について見通しがあるのか。との質疑に。

起債をして実施する事業については、箇所を定め、限定的に実施していかなければならないと考えています。との答弁がありました。

委員から、この予算は特別会計であるが、企業会計に持っていく考えはないか。との質疑に。

特別会計で事業をしていますので、経費や収入、起債と収入は明確になっていくと思います。との答弁がありました。

委員から、特別会計で町が全て実施することによって、一般宅建業者の締めつけにならないか。との質疑に。

民業圧迫にならないように、民間と同じルールにのっとって、開発行為や土地利用の手続きを民間の事業者と同一の競争条件で行っていきます。民間開発がスムーズにいくような体制を整えるための宅地開発助成金も用意しており、民間開発を誘導するように努めるとともに、町の宅地開発は、限定的に実施していくよう努めていきます。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第39号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された当局提案の4議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、6月4日、文教厚生委員会に付託されました1議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

6月12日、午前10時から会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員6名が出席し、審査を行いました。

議案第38号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第1号）について報告いたします。

委員から、歳入16款教育費県補助金、中学校費補助金。静岡県学校茶文化推進事業費補助金はどうな事業で、どの中学校を対象に行うのか。との質疑に。

昨年度から県が新たな事業として進めているもので、日本茶の文化を各学校で広めていこうとするものです。今年度の15万円は、北郷中学校で日本茶のインストラクターを招き、講義や実技をしていただきます。歳出として、講師謝礼と茶葉の購入費を計上しています。との答弁がありました。

委員から、この事業は何回行うのか。茶道との繋がりはあるのか。との質疑に。

インストラクターを招いて行う事業は1回ですが、日常的に生徒達がお茶を入れて飲めるような状況を作っています。この事業が、直接茶道に続くとは言い切れませんが、日本茶に親しんでいくことが主な目的です。との答弁がありました。

委員から、3款保育園費の修繕料はどこの修繕か。また、保育園備品は寄附金が充当されていると思うが、何を購入するのか。との質疑に。

修繕料は、きたごうこども園1歳児の部屋に、給食後のお昼寝をする子どもたちとそれ以外の子どもたちのゾーンを分けるため、アコーディオンカーテンを設置するものです。

保育園備品は、綱山五徳会様からの寄附金により、きたごうこども園で太鼓4台を購入する予定です。との答弁がありました。

委員から、歳入18款教育費寄附金の自主文化事業費寄附金10万円は、どのような目的で使われるのか。との質疑に。

小中学校芸術鑑賞会のバス借り上げ事業に充てるものです。との答弁がありました。

委員から、9款小学校費学校管理費の備品購入費の校用器具とは。との質疑に。

綱山五徳会様からの寄附金により、北郷小学校に電子オルガン2台と大型紙芝居シアター1台、収納ケース1台を購入する予定です。との答弁がありました。

委員から、9款保健体育総務費体育協会助成金の内容は。との質疑に。

静岡県市町対抗駅伝競走大会の出場経費に充てるものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました1議案の審査の経過と結果について委員長報告いたします。

なお、委員会終了後、小山町健康福祉会館改修工事の現状確認のため、現地視察を実施しましたことについても報告いたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第36号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第37号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第38号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第39号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 小山町議会広報対策特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長(米山千晴君) 日程第5 小山町議会広報対策特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

小山町議会広報対策特別委員長から、会議規則第76条の規定により、議会広報の編集、発行に関する調査、研究等について、委員会の性格上、閉会中の継続調査の申し出があります。

この調査期間は、委員の任期中です。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第6 小山町議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長(米山千晴君) 日程第6 小山町議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

小山町議会改革調査特別委員長から、会議規則第76条の規定により、委員会において調査中の議会改革調査について、引き続き調査、研究するため、閉会中の継続調査の申し出があります。

この調査期間は、議会本会議の報告までであります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第7 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長(米山千晴君) 日程第7 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員長から、会議規則第76条の規定により、委員会において調査中の「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策に関する事項について、引き続き調査するため、閉会中の継続調査の申し出があります。

この調査期間は、議会本会議の報告までであります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第8 議員の派遣について

○議長(米山千晴君) 日程第8 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、6月26日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会総会に副議長、7月1日から3日までの間に沖縄県で行う駿東郡町議会議長会視

察研修会に副議長、7月22日に清水町で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長、8月17日に静岡市で開催されます静岡県市町議会全議員研修会、並びに8月28日の町内行政視察について全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から同意第5号 小山町教育委員会委員の任命について、また、議会から選挙第7号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の追加議案2件が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の同意第5号及び議会提出の選挙第7号の2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願いします。

追加日程第1 同意第5号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長(米山千晴君) 追加日程第1 同意第5号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第5号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

小山町教育委員会は、教育長及び4名の委員をもって組織し、運営しております。

このうち、稲 恵子さんが7月2日をもって任期満了となります。

稲 恵子さんは、平成23年7月3日に就任され、以来1期4年にわたって小山町教育行政の推進に御尽力をいただいていたところであります。特に女性としての立場から、教育行政に対応されるとともに、人格にすぐれ、教育・学術・文化について高い識見を有されている方ですので、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお任期は、地方行政の組織及び運営に関する法律の一部改正規定に対応するため、本則上1

期4年間のところを3年2か月とし、本年7月3日から平成30年9月30日までであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米山千晴君） 町長の説明は終了いたしました。

これから質疑を行います。

町長の説明に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第2 選挙第7号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 選挙第7号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされています。

このたび市長から選出すべき議員のうち1人、町長から選出すべき議員のうち1人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員区分から選出すべき議員のうち4人の計9人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、町議会議員区分から選出すべき議員において、候補者が5人となり、選挙すべき人数を越えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、小山町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りします。選挙結果については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議 場 閉 鎖）

○議長（米山千晴君） ただいまの出席議員は13人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に遠藤 豪君及び佐藤省三君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって立会人に遠藤 豪君及び佐藤省三君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

（投 票 用 紙 配 付）

○議長（米山千晴君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。異状ありませんか。

（投 票 箱 点 検）

○議長（米山千晴君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

（投 票）

○議長（米山千晴君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。遠藤 豪君及び佐藤省三君は開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（米山千晴君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

うち、有効投票 13票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

土屋条太郎君 0 票

原淑友君 0 票

佐野俊光君 12票

中田隆幸君 0 票

大庭桃子君 1 票

以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 開 鎖)

○議長（米山千晴君） 以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成27年第 3 回小山町議会 6 月定例会を閉会にします。

午前10時40分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 鈴 木 豊

署 名 議 員 高 畑 博 行